

令和元年6月愛荘町議会定例会会議録

令和元年6月6日（木）午前9時00分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 町長提案趣旨説明
 - 日程第 4 一般質問
 - 日程第 5 報告第 2号 平成30年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 6 報告第 3号 平成30年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 日程第 7 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 日程第 8 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 日程第 9 承認第 3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
 - 日程第10 議案第21号 契約の締結につき議決を求めることについて
 - 日程第11 議案第22号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第23号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

~~~~~

追加日程第1 選挙第 1号 議長の選挙

~~~~~

追加日程第1 副議長辞職の件

~~~~~

追加日程第 1 選挙第 2号 副議長の選挙



- 追加日程第 1 指定第 1 号 議席の変更について
- 追加日程第 2 報告第 4 号 総務産業建設常任委員会の委員長の報告について
- 追加日程第 3 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 4 報告第 5 号 議員運営委員会の委員長の報告について
- 追加日程第 5 選任第 3 号 予算・決算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 報告第 6 号 予算・決算特別委員会の委員長、副委員長の報告について
- 追加日程第 7 同意第 14 号 監査委員の選任につき同意(議会選出)を求めることについて
- 追加日程第 8 選挙第 3 号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 選挙第 4 号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 選挙第 5 号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

出席議員(14名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 澤 田 源 宏 君 | 2 番 村 西 作 雄 君 |
| 3 番 森 野 隆 君 | 4 番 西 澤 桂 一 君 |
| 5 番 村 田 定 君 | 6 番 伊 谷 正 昭 君 |
| 7 番 高 橋 正 夫 君 | 8 番 外 川 善 正 君 |
| 9 番 徳 田 文 治 君 | 10 番 河 村 善 一 君 |
| 11 番 吉 岡 忍ミ子 君 | 12 番 瀧 すみ江 君 |
| 13 番 辰 己 保 君 | 14 番 竹 中 秀 夫 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|--------|-------------|-------|
| 町 長 | 有村国知君 | 副 町 長 | 石田政則君 |
| 教 育 長 | 徳田 寿君 | 会 計 管 理 者 | 中村治史君 |
| 総務担当政策監 | 上林市治君 | 教 育 次 長 | 青木清司君 |
| 産業担当政策監 | 中村喜久夫君 | 福祉担当政策監 | 岡部得晴君 |
| まちづくり協働課長 | 西川傳和君 | 経 営 戦 略 課 長 | 陌間秀介君 |

学校教育担当課長	田中幹雄君	教育振興課長	北川寛君
くらし安全環境課長	羽田順行君	農林商工課長	北川三津夫君
観光物産推進室長	小林充周君	人権政策課長	藤居祐司君
福祉課長	生駒秀嘉君	税務課長	北村章夫君
子ども支援課長	森まゆみ君	健康推進課長	木村美紀君
つくし保育園長	小杉久江君		

事務局職員出席者

議会議務局長	徳田郁子	書記	宮川佳衣奈
--------	------	----	-------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋正夫君） 皆さん、おはようございます。本日、令和元年6月愛荘町議会定例会を開会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨入りが間近となつてまいりました。蒸し暑い日が多くなっておりますが、議員各位におかれましては、日夜、本町の発展や住民福祉の向上のために議員活動をいただいておりますことに、高いところからではございますが、厚くお礼申し上げます。

さて、今回定例会に提案されます案件などは、理事者により詳細な説明をいただきますので、議員各位におかれましては、活発なご議論を賜り、適正なご議決をいただきますことをお願い申し上げます。

今期定例会や各常任委員会を通じまして各議員から出されます意見に十分配慮され、10年後にめざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちがともに輝く みらい創生のまち」の着実な推進を図るためご努力いただきますことをお願いし、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

また、本日はクールビズの期間中ですので、本会議出席者は麻シャツおよびノーネクタイで出席していることを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和元年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（高橋正夫君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高橋正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋正夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番 伊谷正昭君、7番 外川善正君を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋正夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間にしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの15日間に決定しました。

○議長（高橋正夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時03分

再開 午前9時50分

○議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋正夫君） 地方自治法第117条の規定により、議長を交代いたします。

〔高橋正夫君退場〕

○副議長（河村善一君） ただいま高橋正夫君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時53分

再開 午後9時54分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の辞職

○副議長（河村善一君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

事務局に辞職願を朗読させます。局長。

○**議会事務局長（徳田郁子君）** 辞職願。

この度、私儀、一身上の都合により議長を辞職いたしたく、お願い申し上げます。

令和元年6月6日

愛荘町議会議長 高橋正夫

愛荘町議会副議長 河村善一様

○**副議長（河村善一君）** お諮りします。高橋正夫君の議長の辞職を許可することに、
ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○**副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前9時58分

○**副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**副議長（河村善一君）** 13番、辰己 保君。

○**13番（辰己 保君）** 異議ありという形で申し上げました。それで、一言申し上げます。

なぜ異議があるのかといえば、議長本人の一身上の都合というところで、詮索する気もなく、別にそういうものではありません。ただ、開会、本日になって議長が一身上の都合で辞職を願い出られたということを考えてときに、1年3か月の間に議長職として本当に不適切な議会運営においてあったのかどうかというものを回顧すれば、別に辞職に値しないというふうに私は整理をしています。

そのうえで、一身上の都合ですので細かくは言いませんが、とにかく6月議会、自分の名において開会されたわけですから、6月の定例会最終日の6月20日まで行うということがいいのではないかと同時に、議長職でどうしても職務ができ得ない場合は、副議長に代わっていただくということは十分できるわけです。ですから、本会議場でいえば、明日と20日です。そのほかに議長としての職務があつて、どうしても一身上の内容に該当し得るものがあれば、副議長に代わって職務をしてもらうということは可能です。

ですから、本日の辞職願というものは非常に理解しがたいということだけを主張して、

この辞職願に対しての私の考え方を述べさせていただきます。

○副議長（河村善一君） ほかにありませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど副議長が申された辞職願、局長が読み上げたということで、開会をした時点で会期等々も述べられ、私らも暫時休憩して議運を開いてもらえないかということで、議運のメンバーが皆お揃いになって協議をした中で、副議長に辞職願が提出されたということで、中身については、議運のメンバーも相当意見等も述べてまいりました。しかしながら、当議長におきましては、一身上の都合と、家庭的もあるとしながらも、一身上の都合ということを主張されますので、それ以上突っ込んだ聞き取りもできずして、認めざるを得ないのではないかというような運びになったわけでございます。

そういった中で、私委員長なりその場で判断を議長が出されたということについては、開会の宣言し、ルールはそこで十分成立している。それ以上、先ほど皆さんの意見等もありますけれども、一身上ということが出された以上は、それ以上、辞職でございませぬので、それ以上の突っ込んだ、家庭も出ました、正直、もうそれ以上のことは追及ができません。何か病気になる何なりが出ておれば、副議長が代理ということは今まででもございました。そういった中で、それ以上の追及はできないということでございませぬので、受け入れざるを得なくなったと。規則的な辞職願については、議長の判断でされたということしか、それが全うで、ルール違反ではないということを受諾して認めていったと、こういうことでございませぬので、その点も皆さん方のご理解をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（河村善一君） 議長辞職の件で異議がありましたので、起立によって採決をいたします。議長の辞職を許可することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（河村善一君） 賛成多数です。よって、高橋正夫君の議長の辞職を許可する

ことを決定いたしました。

〔高橋正夫君入場〕

-
- 副議長（河村善一君） 暫時休憩します。
- 休憩 午前10時07分
- 再開 午前10時07分
- 副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 副議長（河村善一君） 議長辞職許可により、一般質問については午後からの予定といたします。

-
- 副議長（河村善一君） 暫時休憩します。
- 休憩 午前10時07分
- 再開 午前10時35分
- 副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 副議長（河村善一君） ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第1号の上程、選挙

- 副議長（河村善一君） 追加日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。
- 地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。
- 議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

- 副議長（河村善一君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、村田 定君および6番、伊谷正昭君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（河村善一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（河村善一君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○副議長（河村善一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、村田 定君および6番、伊谷正昭君の開票の立会をお願いします。

[開票]

○副議長（河村善一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、竹中秀夫君 8 票、辰己 保君 2 票、村西作雄君 1 票、西澤桂一君 1 票、外川善正君 1 票、徳田文治君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、竹中秀夫君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（河村善一君） ただいま議長に当選された竹中秀夫君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました竹中秀夫君から就任のあいさつがあります。

○12番（竹中秀夫君） ただいまは、議長選挙におきまして議長に当選をさせていただきました竹中秀夫でございます。なにぶん突然な議長の選挙に入ったわけでございますが、皆さん方のご理解のほどをもちまして、今後、議会の運営ならびに町民に理解を

される議会運営に邁進をさせていただきたいと、かように思っております。

なにぶん不慣れでございますけれども、皆さん方の格段のご協力のほどをよろしくお願いをいたしまして、就任のごあいさつに代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○副議長（河村善一君） 議長を交代します。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午後 0時02分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） ただいま河村善一君から副議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、河村善一君の退場を求めます。

〔河村善一君退場〕

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時04分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副議長の辞職

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（徳田郁子君） 副議長辞職願。

一身上の都合により副議長の辞職をお願いいたします。

令和元年6月6日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町議会副議長 河村善一

以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。河村善一君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、河村善一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。河村善一君の入場を許可します。

〔河村善一君入場〕

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時と決定します。よろしくお祈りします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定しました。

◎選挙第2号の上程、選挙

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。地方自治法第118条第1項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹中秀夫君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、外川善正君および 8 番、徳田文治君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（竹中秀夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（竹中秀夫君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（竹中秀夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7 番、外川善正君および 8 番、徳田文治君の開票立会をお願いします。

[開票]

○議長（竹中秀夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、伊谷正昭君 7 票、西澤桂一君 6 票、外川善正君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、伊谷正昭君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（竹中秀夫君） ただいま副議長に当選された伊谷正昭君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知を行います。副議長に当選されました伊谷正昭君から就任のあいさつがあります。

○6番（伊谷正昭君） この度、議員の皆さん方のご支持に基づいて、副議長として就任させていただきました。今後は皆さん方の議会運営に議長ともども一緒になって議会運営をさせていただきたい、こんな決意しております。どうか皆さん方のご支持、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。今日はありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時10分

再開 午後2時12分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま指定1件・選任2件・報告3件・同意1件・選挙3件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、指定1件・選任2件・報告3件・同意1件・選挙3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○指定第1号の上程、説明、決定

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、指定第1号 議席の変更についてを議題とします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元に配付した議席書のとおり決定してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更については、お手元に配付した議席書のとおりと決定しました。

ただいま、議席のとおり指定をします。

○報告第4号の上程、説明、選任

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2、報告第4号、総務産業建設常任委員会の委員長

の報告についてを議題にします。

総務産業建設常任委員会で互選の結果、総務産業建設常任委員会委員長に高橋正夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

○選任第2号の上程、説明、選任

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第3、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、高橋正夫君、伊谷正昭君、2名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。選任第2号 議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

○報告第5号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第4、報告第5号 議会運営委員会の委員長の報告についてを議題とします。

議会運営委員会で互選の結果、議会運営委員会委員長に高橋正夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

○選任第3号の上程、説明、選任

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第5、選任第3号 予算・決算特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。予算・決算特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

予算・決算特別委員会委員に、高橋正夫君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、選任第3号 予算・決算特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

○報告第6号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第6、報告第6号 予算・決算特別委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題とします。

予算・決算各委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に伊谷正昭君、副委員長に高橋正夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

◎同意第14号の上程、説明、選任

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第7、同意第14号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

河村善一議員の退場を求めます。

〔河村善一君 退場〕

○議長（竹中秀夫君） 議会の監査委員の人選については、町長から、議会において推薦願いたいとの申し出がありましたから、議案については監査委員事務局長が朗読いたしますので、よろしくお願いします。

○事務局長（徳田郁子君） 同意第14号、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日

愛荘町長 有村国知

監査委員の選任につき同意を求めることについて

愛荘町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町沓掛 562 番地

氏 名 河村 善一

生年月日 昭和 23 年（1948 年）12 月 20 日

よろしくお願ひいたします。

○議長（竹中秀夫君） 人事案件につき質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

これより同意第 14 号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員起立です。よって、同意第 14 号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

〔河村善一君 着席〕

○選挙第 3 号の上程、説明、決定

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第 8、選挙第 3 号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

愛知郡広域行政組合議会議員に、竹中秀夫を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました1名を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました1名が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました竹中秀夫が議場におりますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○選挙第4号の上程、説明、決定

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第9、選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、森野 隆君、高橋正夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました2名を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました森野 隆君、高橋正夫君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○選挙第5号の上程、説明、決定

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第10、選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、竹中秀夫を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました1名を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました1名が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました竹中秀夫が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎町長提案趣旨説明

○議長（竹中秀夫君） 日程第3 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 本日ここに、令和最初の議会であります令和元年愛荘町議会6月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には出席を賜り御礼を申し上げます。

先般、5月8日に滋賀県大津市内の交差点において、保育園児と引率の先生が散歩途中に交通事故に巻き込まれ、尊い命が奪われるという大変痛ましい事故が発生いたしました。お亡くなりになられた園児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、怪我をされ

た園児と先生、保護者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、交通事故は毎年発生しており、様々な状況を想定したハード面・ソフト面の安全対策を速やかに講じ、未来を担う子どもたちの安全・安心の確保に向けて取り組んでまいり所存です。

さて、本年5月1日から新しい元号「令和」がスタートいたしました。この「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められております。よい時代は、誰かが与えてくれたり、自然ともたらされるものではなく、社会を構成する私たち一人ひとりが公益に資する生き方と努力を重ねていくことが肝要であると、改めて感じております。

この4月2日に徳田教育長にご就任をいただきました。今年度は現行の愛荘町教育大綱と教育振興基本計画の計画期間の最終年度となっております。徳田教育長とともに、次代を担う子どもたちが輝き、未来を切り開いていくことができるよう、どのような教育目標や基本理念を定め、そして重点施策に取り組んでいくべきか、しっかりと議論を重ね、令和2年度からの第2期愛荘町教育大綱と教育振興基本計画を策定してまいります。

愛荘町長に就任させていただき、1年目は第2期愛荘町総合計画を策定し、まちづくりの基本目標として、「愛着と誇り。人とまちがともに輝く未来創生のまち」をお示しし、その実現に向けての種を播いてまいりました。

2年目に入りました今年度は、芽となり実となり、すべての世代が愛着と誇りを持てるまちづくり、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて力を尽くしてまいりたいとの思いを強くいたしております。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

報告案件2件、承認案件3件、契約の締結案件1件、補正予算案件2件、合わせて8案件をご提案させていただきました。

まず、報告案件2件につきましては、平成30年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告および平成30年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告でございます。

次に、承認案件3件につきましては、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承

認を求めることについては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額を、課税限度額ならびに5割軽減・2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、契約の締結案件1件でございます。議案第21号 契約の締結につき議決を求めることについては、山川原地域総合センター増改築工事の契約変更を締結するものでございます。

最後に、補正予算案件2件でございます。議案第22号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ1億554万9,000円を追加し、総額を90億6,349万8,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしまして、プレミアム付き商品券事業の実施に伴う事業費として7,355万9,000円、保育料の無償化に向けた事業の事務費に伴い97万9,000円、風疹感染拡大防止のための事業に伴い296万1,000円、農業者支援のための強い農業担い手づくり総合支援事業の実施に伴い351万3,000円等を計上いたしました。

議案第23号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ268万4,000円を追加し、総額を14億5,426万4,000円とするものでございます。

以上の案件を、令和元年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 日程第4 一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 村西作雄君

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西作雄君。

〔2番 村西作雄君登壇〕

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄でございます。私は今期、3つの問題を質問したいと思います。まず第1でございますが、早急な自治会存続対策について、質問いたします。

町内の旧来集落の周りでは、あちこちで宅地開発が進み、結果として町の人口は合併来減ることなく、外から見れば「活力ある愛荘町」とのイメージはあります。しかしながら、旧来集落の若者は卒業後、都市（まち）に出たり、実家に住んでいても結婚を機に町内外の新興住宅に移り住む若者が多く、いまや私の集落でも空き家が増え、集落にぽっかりと穴が開いた状態で、今後の自治会運営に大きな危機感を抱いております。

私の住まいする「安孫子」は150戸余りの集落で、旧秦荘町では3番目に大きい集落でありました。戸数だけをとらえると数十年前から大きな変化はなく、現在も150戸を維持していますが、当時と比べると一段と高齢世帯が数多く存し、これらの世帯には集落経費を徴収する協議費の一部減免を行っていますが、その数は年々増えるばかりです。集落の中東部に位置する私の所属する隣組は、全8戸と従前から変わりませんが、20年後を予測してみますと、このままでは半数以上が空き家となり、隣組組織も成り立たなくなるのではないかと危惧しております。

安孫子全体をとらえてみても、行政として何の対策もされず、なるがままに状態を続けておくと、大げさではありませんが、20年先には150戸中69戸が空き家となる恐れがあり、実に現自治会加入戸数の46%がなくなるのではないかと考えています。今でも集落の消防自警団においても、若者が少ないため新入団員もなく、組織の維持さえままならない状況です。

5月の連休明けからは、まだまだ十分住める集落内の立派な空き家がまた1棟壊され、更地に生まれ変わり、集落の中は住宅跡地の更地だらけです。

愛荘町をつくり上げているのは、61を数える自治会であります。町の施政方針を住民に伝えたり、住民からの要望を町が受ける、そのパイプ役と集落内のコミュニティを担っていただいているのが、区長総代をはじめとする自治会の役員です。

しかしながら、戸数減や高齢者ばかりで区長総代の選出もできない。集落の評議員も選べない。その結果、自治会として組織が動かない、動かさない。そういった状況が近未来にやってくるのではないかと。私は、何とか早急に対策を打たなければとの思いを持っています。

現実的に町内のある集落では、他地域からの入り作により、実体的に水田を耕作され

ている農家が集落で2戸となり、伝統ある「農業組合」の組織自体なくなってしまったところもあります。

町では昨年度から「地域のまるごと活性化プラン」の策定を各自治会に促し、「自分たちが住む地域社会を、自分たちの考えに基づき、自分たちでよくしていこう」を合言葉に、各自治会が抱える課題や問題点、さらには自慢できるところを区民みんなで洗い出し、見つめ直し、その解決や他集落にない誇れるところを伸ばす方策をプランに位置付け、その実践に対し助成していくとのことでありましたが、昨年度の取り組み自治会は皆無で、今年度はモデル的に3自治会の取り組みを予定しているとのことであります。

自治会が抱える課題や問題点の解消は、町からの何らかの支援により解決できるものや、お金をかけなくてもできるものなど様々であります。前述の安孫子の20年先の想定例のように、空き家が現戸数の半分近くになる。戸数減少や高齢者世帯が多く、区長総代をはじめとする役員のみ手がない。自治会組織が動かないといった問題は、旧来の多くの集落では大なり小なり同じようなことがあるのではないかと考えるとき、今後、各自治会がまとめる「地域のまるごと活性化プラン」だけでは解決できない、町全体の大きな問題・課題であります。

61の自治会は、それぞれが愛荘町を支える重要な組織です。その組織を20年先もしっかりと実動させる施策を、今の間に先手で撃たないと、愛荘町自体が立ちいかなくなるのは明らかです。空き家が増え、当家の子どもも帰ってこない。かといって、空き家への移住者もない、高齢世帯ばかりになる。

私は、20年後の各自治会の将来を見据え、早急にこの現状を町の抜本的な施策で何とか打開していく必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員のご質問のうち、1点目の「自治会の将来を見据えた施策」について、お答えをいたします。

かつては農業が産業の中心にあり、多くの方が近隣の企業へ勤めていた時代では、個人や地域が抱える困り事や課題が、地域や家庭、職場といった暮らしの領域における助け合いによって解決されてきました。

しかし、10年1時代といいますが、それから時代が2周り3周りも進み、人の移動がより広範囲にわたり、同時に、自分によりフィットした雇用条件や自己実現を求める若者が故郷を離れ、就労することが大変多くなりました。また、少子高齢・核家族化によ

り、地域のつながりが希薄化する中で、今までと同様の自治会活動が困難な地域も見られ、愛荘町のみならず全国的な課題であります。

こうした中、地域まるごと活性化プラン策定事業により、自治会住民が「自らの地域は自らが守り伝えていく」という思いのもとに、高齢者の見守りや多世代を対象とした居場所づくり、移動支援など安心して暮らせる地域づくり、さらに地域の資源を活かしたまちづくりなどにも取り組み、高齢者や若者をはじめ住民の皆さんが、この地域に生まれ育ってよかったと思い、愛着と誇りを地域の次世代に引き継がれていくことを、行政としてしっかりと支援してまいります。

私も村西議員と同様に、地域を支える重要な組織である自治会組織を維持することへの危機感や問題意識を共有しております。また同時に、一様でない地域の課題に対し、一元的な解決策もないと感じております。

次代を担う若者にとって、結婚、出産、子育てから教育に至るまで、切れ目のない住みやすい環境整備を行うとともに、幅広い世代が元気に暮らせるための施策、また雇用の創出や女性活躍の推進など、幅広い世代が多様な働き方ができるための施策、さらには、地域のまるごと活性化プラン策定の取り組みをはじめとして、愛着と誇りを育み、ずっと住み続けたい、移り住んでみたいと思っていただくための施策を、総合的に、長期的に進めていかなければならないと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは、今の件について再質問させていただきます。今ほど町長は、丸ごとプランの検討をする中でいろいろ進めていきたいというお話いただきましたけれども、丸ごとプランは10年先の自分の集落をどうしていこうか、どういう問題が出たらそれについてどういう対応をしていこうかということだと思っておりますけれども、いくら地域の住民が10年先を見据えても、絶対的に、空き家が増えていこうか集落の役員の手がないとか、そういった問題はなかなか自治会だけでは解決できないと思うのですね。

『週刊朝日』の5月24号をご紹介しますと、「本当に怖い令和リスク」ということで、「超高齢化が進み、孤独化が急増。医療や介護の費用が膨らむ一方で年金は目減り。経済は低迷し、地価は崩落。こんな令和リスクが現実化しそう」ということで、20年先の日本を予測していました。20年後には、ご承知だと思っておりますけど、3人に1人は高齢者になる、5人に1人は一人暮らしになる。現役世代は今2.1人で1人の高齢者を支え

ているけれど、20年先には1.5人で1人の高齢者を支える。そんな現実が訪れるということも紹介されていました。

そこで、空き家率ですけれども、2013年の調査で6,063万棟の空き家が日本にあるらしいです。それが2033年、20年先には7,156万棟、13.5%から27.3%に日本の空き家が増えるという予測がされていました。14年後には日本全国で3割近くが空き家となり、3軒に1軒が空き家の時代が来るのだということでもあります。

私の安孫子の20年後の予想、約半分46%が空き家になると言いましたけれども、これは決して大げさではなくて、現実にもそういうことが近づいてきているのではないかと、そんなふうに危惧しているところであります。

愛荘町、まちのランドデザイン構築業務ということで、ネットを見ていると、今年と来年度で1,600万円余りの予算をかけてランドデザインをつくっていくという業務を発注されているようで、昨日もその第1次審査があったかのように聞いています。町長の答弁によりますと、ランドデザインは20年、30年と長い愛荘町のビジョンを描くものということでもあります。そのランドデザインの中には、次なる時代を見据えた新たな魅力の創造、将来ビジョンの見える化を目的としてこういった計画をつくるのだということを仕様書にも書かれていますけれども、ぜひともこのランドデザイン構築にあたっては、空き家が半分近くになる、こういったまち全体の危機感、そういったものもこのランドデザインの中に折り込んで、そういうふうにならないようにするにはどうしたらいいのか。なった場合にはどうしていこうというようなことも、このランドデザインの構築に取り入れるべきだと思うのですが、その点について町長のご意見をお伺いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問をいただきました。空き家の問題というのは大変重要なことでもございます。安孫子の例を交えてお話もいただきました。かつて住宅であったところが空き地になっていて寂しいというところ、また特定空き家ということもそれぞれの自治体にとっても大きな課題となっております。

ランドデザインの策定に関しましては、空き家ということも大事な行政の課題、また日々の暮らしの中でも大事な課題でもあるかと存じますので、その視点ということも入れていくべきだというふうにも存じております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 続いて質問します。

昨年3月の定例会において私の一般質問に対しまして、前総務部長からは、「町で把握している自治会未組織地域は7地域で、うち30戸を超えているのは2団地である」との答弁をいただき、今後も自治会設立に向けて支援していきたいとのことでしたが、その後、宅地も増えています。

昨年度から現在までの未組織地域への町の支援状況、その成果につきまして、まちづくり協働課長に求めます。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 村西議員の2つ目の質問、「自治会が未組織の地域への支援状況およびその成果」について、お答えをいたします。

地域のコミュニティを形成することは、防災・防犯をはじめ福祉などの支えあいを育み、安心して生涯を送るためにも大切であると考えております。

現在、自治会が組織されていない7地域のうち、3地域66世帯につきましては、行政からの文書の各戸配布をお願いし、平成30年度から愛荘町まちづくり交付金を交付し、お隣同士顔の見える関係づくりから始めていただいております。

また、その他の自治会未組織の地域については、今年3月に自治会づくりの説明会を町消防団の防災訓練とあわせて案内し、1地域に参加いただきました。そこでは、自治会組織や地域のつながりの大切さについて、行政文書の配布手数料を地域の消火栓ボックスのホースを更新する費用に充てるなどの事例を交えて説明いたしました。

こういった取り組みを含め、今後も引き続き未組織地域において実施する事業などの機会をとらえて、自治会の組織化について住民の理解を求めていく予定であります。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 続きまして、2点目の質問をさせていただきます。教育長の施政方針についてであります。

1年間にわたる教育長の空席を経て、本年4月から徳田教育長が就任され、早や2か月余が経過しました。私たち町議員団も6月議会では私が、9月・12月定例会の一般質問では西澤議員が、教育長の早期選任を町長に質しましたが、結局、1年間のブランクとなりました。

教育長不在の1年間は、秦荘西小学校における県費事務職員による給食費横領事件を

はじめ、給食への異物混入や台風での学校施設の甚大な被害など多くの問題が惹起し、これらに対し事務方だけでスムーズに対応できたかという点、そうとは言えない1年間であったと考えられます。さらには、今春の教職員人事異動に際しましても、教育長不在が大きく影響しているとの声が聞こえてきます。

徳田教育長は、若くして旧秦荘町担当の派遣社会教育主事としての関わりや、町内小学校での勤務や県教育委員会、さらには愛知川東小学校校長としての勤めなど、町の教育施策を内外から見聞されており、町民をはじめ私たち議員団もその手腕に大きな期待を寄せているものであります。

さて、平成27年度に策定された「愛荘町教育大綱・教育振興基本計画」は、「夢と志をもち、ともに未来を拓く人づくり、～基盤は『五愛十心』の教育理念～」と基本目標を定め、施策推進を図ってこられました。その計画が今年度に切れ、新たな第2期計画の策定が予定されています。

具体的には、今年度策定の教育大綱・教育振興基本計画で詳しく示されると存じますが、本計画の改定にあたり、教育長はどのような基本目標のもとで、就学前教育・学校教育・生涯教育の人生の各期にわたり、どのように愛荘町の教育を進め、どのような住民に育てたいとお考えなのか、現在の思いをお聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 村西議員の「教育長の施政方針について」のご質問にお答えいたします。

私が教育理念・目標として掲げますのは、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」であります。ここでいう「人」とは、世代・性別・国籍等の違いを越えて、文字どおり町内に居住・勤務するすべての人を指しています。「人が輝き」とは、愛荘町に集う人々が、それぞれの個性・持ち味・強み・可能性・よさ等を発揮し、いきいきと活動し、自己実現を目指しながら生活する様を表しています。「人が育つ」とは、交流やふれあい・学びあい・競い合い等を通じて自身を高め、集団としても育ち高まり合っていくことを表しています。「未来を拓く」とは、夢や志が学びや活動の原動力となり、身につけた力により、自身の将来や社会の未来を豊かに切り開いていくことを意味しています。

こうした生き方をすべての人々が実現できるよう支援していくのが、教育の役割であると考えております。人生100年といわれる今、それぞれの年代において、先に述べた理念・目標を主体的・意欲的・個性的に具現化していける人材の育成に努めたいと考え

ます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今ほどは、教育長から大きな基本目標をお示しをいただいて、私がお願いしておりましたのは、就学前教育や学校教育・生涯教育のそれぞれの各期で、どのような教育を進められようとしているのかということをお聞きしたかったのですが、そういう思いでありました。

私、一番難しいのは、生涯教育だと思うのですね。生涯教育というのは、対象年代が幅広く、どの年代に焦点を当てるかも大きな課題になってくるのではないかなと思っています。

1960年、日本人の平均寿命は、男性で65.32歳、女性で70.19歳、このような状態でごさいましたけれども、半世紀以上経って2017年では、男性が81歳、女性が87歳と、平均寿命も16～18年延びているわけですね。

当時、私が職場へ入らせていただいた時代、定年が55歳ということでした。55歳になったらもうおじいちゃんみたいな人が辞めていかれるというイメージでありましたけれど、その定年も60歳定年になり、65歳定年、今はもう70歳定年を議論する、70歳にしていこう。そしてまた年金も70歳からにしようという、60歳からもらえない、渡さないというような議論がされているところでございます。

働き方改革により、がむしゃらに働く時代は過ぎたとはいえ、定年延長へと、高齢になっても働いてください、年金は60歳からもらえませんかとの国の施策の中で、いかに生涯教育・生涯学習の施策を進めるか。町がどうしたら住民の生涯学習の手助けができるか、試されている時代でもあると思います。

こういった意味で、本年3月、西澤議員が生涯教育の取り組みとして、生涯学習の必要性・重要性について、町長にどのように考えているかとの質問で、町長は、「住民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の振興に取り組んでいく」と答弁をされました。私はその答弁を聞いて、本年度の生涯教育・生涯学習の充実に期待を寄せていた1人でもございます。

例えば、生涯学習の拠点である愛知川公民館にも6年ぶりに正職員を配置し、ゆくゆくはその職員が社会教育法で定められている社会教育主事資格を取られ、生涯学習の推進に本腰を入れられるものと、淡い期待・思いを持っています。しかし、そんなことなく、生涯学習の振興施策として何をされようとしているのか、疑問を持っています。

町長にご質問させていただきます。この春の西澤議員の「生涯教育・生涯学習の振興」への答弁について、今年度新たに予算をつけ、実行した生涯学習・生涯教育の施策をお教えください。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時03分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問をいただきました。生涯教育に関しまして、教育課題もございました。

生涯を自分らしく心豊か過ごすために、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習の環境を整えていきたいということで、ご答弁を申し上げておりました。具体の施策に関しましては、教育委員会より答弁を申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 今後の生涯学習・生涯教育の方向性というご質問が含まれていると思いますので、私からお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、人生100年という時間軸からしますと、圧倒的に学校での学びよりも学校を卒業してからの学びの方が長いということで、そういう意味での生涯学習の充実と振興は大変重要であると考えております。

すべての人が輝き続け、あるいは育ち続けるための力となる生涯学習を、どのように構築していくかということが問われていると思います。今年度、五愛塾から愛荘学びの広場へ、学びの場のあり様を一部変更しておりますけれども、生涯学習の今後の振興ということに関しましては、単に学習機会の提供をどうするかということだけにとどまらない、総合的な見地からの検討が必要ではないかというふうに考えております。

例えば内容としましては、そうした学習内容のソフトの面、テーマでありますとか、あるいは学び方の形態でありますとか、そうしたものもあろうと思いますし、ハード面のこともあろうかと思っております。あるいは、議員ご指摘のとおり、人的な配置というものも考えていく必要があろうかと思っております。いずれにしましても、相当しっかりと検討を

していく必要がある課題であると思っております。

そうしたことから、今年度、社会教育委員会議等を通じまして、まず今後の生涯学習の方向性のあり方をしっかり検討してまいりたいと考えております。また、専門家からの意見聴取、あるいは将来的に住民の皆さんがどのようなニーズを持っておられるのか、例えば先ほど言いましたテーマもそうでありますけれども、自身が学ばれるばかりではなしに、その学んだことの還元の方法等も考えておられるかも知れませんので、そうした多岐のニーズを発揮するための方策を考えてまいりたいと思っております。

もちろん、今後策定予定の新教育大綱の中にも、しっかりとそのあたりを位置づけてまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 町長に、3月議会で明言された生涯学習の振興に取り組んでいくということでの質問をさせていただいて、本来、町長がこうして町民の前で、議員への一般質問に答えるということは、町民に明言するということだと私は思っています。そういった中で、こういうふうに言っていただいたのであれば、今年が目玉としてはこういうふうな重点的にやったというぐらいはおっしゃってほしかったなと思います。代わって教育長が説明いただきました。よろしく願いたいと思います。

続きまして、3点目のふるさと納税の実績と今後の方向性について、質問をいたします。

多くの方が地方の故郷で生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を他市町に移し、その市町に住民として納税しています。その結果、居住先の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

今は他市町に住んでいても、自分を育ててくれた郷土に、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があってもいいのではないかと。そんな問題提起から数多くの議論や検討を経て、平成20年度より地方創生の一環として生まれたのが「ふるさと納税制度」です。

しかし、近年、各自治体間の返礼品競争が激化し、自治体によっては自分のまちに関係ない返礼品を用意したり、返礼品を寄付額の5割を超えるように寄付増をあおったり、また、マネー雑誌では、どの自治体に寄付すれば一番有利かなどの特集もされるなど、およそ当初の目論見とは趣旨が大きく外れてきたことから、総務省はこの6月から対象

自治体に対し事前審査を実施し、①返礼品は地場産品、②返礼品の調達額は寄付額の3割以下、③返礼品を強調した宣伝広告をしない、などの要件を付けて、寄付控除対象の自治体を指定すると通達しました。

あわせて、昨年11月以降に制度の趣旨に反する方法で多額の寄付を集めた自治体は指定しない方針として、本町でもそれを受け、昨年10月19日以降、返礼率30%以内の返礼品に統一されました。

本町においては、平成20年度から27年度までの寄付金総額が県下市町中最下位とふりませんでした。若手職員を中心とした「ふるさと納税拡大プロジェクトチーム」での議論を経て、平成28年12月から、ネットでのふるさと納税システム「ふるさとチョイス」に参画、以来、寄付額が大幅に伸び、平成29年度は過去最高の7,600万円余の寄付をいただいたとの報告を受けています。

その額から町内の協賛企業への返礼品支払い、ネットシステムの利用料等を差し引いた純益は、いかほどになるのか。また、30年度の実績見込みについて、観光物産推進室長にお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 村西議員ご質問の「ふるさと納税の実績と今後の方向性」に関する質問について、お答えさせていただきます。

まず、平成29年度および30年度の実績についてですが、平成29年度は寄付額7,659万1,000円、寄付件数2,200件となり、制度が開始されました平成20年度以来、最大の寄付実績となりました。

純利益といたしましては、送料を含みました返礼品の費用、インターネットサイト「ふるさとチョイス」の掲載費用、寄付者のカード決済に伴います公金取り扱い関連費用、嘱託職員の賃金等、合わせまして計3,698万9,000円を差し引きます3,960万2,000円となります。

また、平成30年度は、寄付額4,957万8,000円、寄付件数1,755件であり、前年度と比較いたしまして大きく落ち込みました要因は、返礼率を3割以下にしたことにより「お得感」がなくなったこと、また、高額寄付者が極端に少なかったことが考えられます。

純利益といたしましては、先ほど申しました項目の計2,091万3,000円を差し引きます2,866万5,000円となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 次に、20年度以降30年度までの寄付金総額と、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付条例に基づく寄付用途について、寄付者の多くはどのような目的で寄付金を活用してほしいと願って寄付されたのか。また、町はその意向を受け、現在までどういった事業にいくら活用されたのか、お答えください。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 制度開始の平成20年度から30年度の寄付総額、寄付目的、寄付金の活用についてお答えさせていただきます。

寄付総額は、1億4,870万8,000円となります。

寄付目的は、平成30年12月まで「安心すこやか健康・福祉のまちづくりのための事業」、また「共に築く協働のまちづくりのための事業」等、7つを設定いたしまして、平成31年1月から、いろんな“こ”を集めました“こむすび”プロジェクトとして、例えば湖の“こ”を「湖国にある愛荘町を滋賀から全国へPRできるまちづくり」、また子どもの“こ”でしたら「不安のない子育て支援を推進するまちづくり」など、15の“こむすび”を寄付目的として設定させていただいたところでございます。

平成30年度までの実績といたしまして多い寄付目的は、「町長が必要と認める事業」でありまして、5,480万7,000円、件数にいたしまして1,461件であります。ただし、この中には寄付目的を選択されなかった数値も含めさせていただいております。

また、寄付金の活用方法については、事業開始当初より「がんばる愛荘町まちづくり基金」に積立を行い、平成30年度におきまして、28年度までの積立分を寄付目的ごとに取り崩し、該当事業に計2,160万円を充当させていただきました。

内訳といたしましては、「安心すこやか健康・福祉のまちづくりのための事業」として高齢者通院支援助成事業などに460万円、「安全・安心・やすらぎ環境のまちづくりのための事業」として自衛消防組織運営事業に210万円、「明日を拓く都市基盤のまちづくりのための事業」といたしまして交通安全施設整備事業に70万円、「元気な産業活力のまちづくりのための事業」として観光振興事業等に110万円、「共に育つ学びと文化のまちづくのための事業」として両図書館管理運営事業に380万円、「共に築く協働のまちづくりのための事業」として元気なまちづくり事業に10万円、「町長が必要と認める事業」として幼・小・中の備品購入費等に920万円を充当させていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 次に、平成29年度・30年度にあつて、ふるさと納税で本町住民が他の自治体に寄付され、本町の住民税を控除している件数と控除金額について、税務課長にお尋ねします。また、前述の純益との差額を課長からお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） 先ほどの村西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「本町の住民の方が他の自治体にふるさと納税をされた結果、本町の住民税から控除された金額、件数につきましてですが、平成29年度課税分におきましては206件、金額にいたしまして657万1,000円、平成30年度課税分につきましては295件、1,001万7,000円でございます。

したがひまして、先ほど観光物産推進室長がご答弁申し上げた寄付金額総額から必要経費を差し引いた純益との差額につきましては、平成29年度では3,303万1,000円、平成30年度におきましては1,864万8,000円となるところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今聞かせていただきますと、税控除しているのが29年度で650万円余り、30年度で1,000万円ということで、控除している額より寄付をしていただひている方が多いというのがわかりました。

私は、ご承知のように24年3月までここ役場で勤めさせていただひて、現在は町議会議員すなわち非常勤の特別職として町に関わりを持っておりまひす。そんな意味から、少額の住民税・所得税であつても、すべて愛荘町に納税し、ふるさとで有益に使つてほしいとの思ひで制度発足来、他市町に寄付するふるさと納税には関わつておりません。

本町の職員も特別職も同じ思ひを持ってほしいと考えるのが、今の私の願ひでもありまひす。

そこで、29年・30年度において、町外在住の職員や特別職で愛荘町にふるさと納税された方は何人なのか。観光物産推進室長にお聞きしますとともに、反対に、町内在住者で他市町にふるさと納税されて、愛荘町へ納める住民税・所得税を控除した人は何人か、税務課長にお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 統計として出しておりませんので、確かに数字というのは把握しておりませんが、30年度のみになるのですけれども、町外在住の愛荘町の職員でふるさと納税を寄付いただいた方は、5～6名あったように記憶しております。中には1人で複数件、寄付をしていただいている方もございますので、よろしくお願ひします。

それと、ご質問の中でどのように愛荘町に寄付を募っているかという部分に該当してくるかなと思われるのですけれども、職員の愛荘町へのふるさと納税の寄付につきましては、全職員が情報を共有できますイントラネットの掲示板におきまして、寄付の強制はできませんので、「もし、ふるさと納税での寄付をお考えに方がおられましたら、ぜひ愛荘町を応援してください」ということで、職員にはアナウンスさせていただいておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） 再質問をいただきまして、ありがとうございます。先ほど再質問いただきました内容でございますが、愛荘町の住民の方が他市町への寄付金の総額でございます。件数につきましては、先ほど述べさせていただきました29年度206人の方でございました。寄付総額につきましては1,397万1,640円ということになってございます。それと、30年度はふるさと納税がかなり伸びまして、295人の町民の方が他市町へ2,078万6,300円なされているという結果でございます。以上でございます。

職員につきましては、申し訳ございません、把握をいたしておりませんので、答弁はご勘弁願ひします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今ほど、観光物産推進課長から5～6名ということで、町外の職員さんにもネットで、強制ではないけど、できる限り、気があったら愛荘町にも寄付してくださいというお願いをしているということ、大変うれしく思います。

税務課長からは答弁がございませんでした。私は、町内で居住しながら、愛荘町に勤めながら、ほかの市町へ寄付されるのはいかがかなという思いをしておりますので、また職員に対してもその周知をいただけたらありがたいかなと思います。

次に、平成29年度から30年度にかけての返礼品のうち、1人の寄付額で高額のものや、寄付者から好評だった返礼品についてお尋ねしますとともに、町の返礼品提供企業等や愛荘町に対し、ふるさと納税制度はどのような役割を果たしてきたとお考えか、

観光物産推進室長にお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 高額返礼品、好評な返礼品、制度の役割について、お答えさせていただきます。

返礼品で高額なものは、布団になります。また、選択が多いのは、コメ・肉製品になります。各返礼品の商品価格および詳細な選択数につきましては、愛荘町ふるさと納税特産品協力事業所との提携関係の中、公表しないこととさせていただいておりますので、ご了承願います。

また、ふるさと納税制度は、町の財源確保策という位置づけだけではなく、愛荘町地場産業のPR、地域活性化、観光振興等の役割を果たしております。「いっぺん来てみて、愛荘町」をキャッチフレーズに、我がまちにお越しいただくことを最終目的と考えまして、全国の皆さんとクリックひとつで愛荘町とつながる利点を活かした、創意と工夫のある事業を今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今後、泉佐野市のように平成30年度で500億円近くも集める自治体は別館として、日本全国の各自治体で30%以内の返礼品が定着すれば、特産品のPRと提供企業の育成の面もあるふるさと納税から一歩飛び出し、返礼品を受けないかわりに、地域課題の解決に活用したソフト事業にも活かす二面性があるのではないかと思っております。

具体的には、高島市では今春、返礼品の代わりに郵便局のネットワークを活用して、市内に暮らす高齢者の生活状況を定期的に把握して報告する「みまもりサービス」を県下最初に導入されました。

本町においても、シルバー人材センター等を利用して、空き家を町内に持つ町出身者向けの「空き家定期的開放掃除サービス」や、高島市のように親だけを町に残している人のための「高齢者見守りサービス」、さらには近隣市町住民向けの「愛荘町の図書館利用サービス」等、返礼品を受け取らない人のためにソフトメニューを考案し、町出身者や近隣住民に提案してはいかがでしょうか。観光物産推進室長に再度お伺いします。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 「空き家定期開放掃除サービス」等の役務の提供

に関する返礼について、お答えをさせていただきます。

ふるさと納税の返礼内容につきましては、平成31年4月1日付け「総務省告示第179号」の第5条にその基準が細かく設けられております。第7項に「当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること」とあります。各関係課や事業所と連携を図り、品物ではないサービスの提供を返礼品メニューに追加しないかということにつきまして、今後もまた検討していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 「今後、研究したい」という答弁でしたけれども、高島市では既にやっているのですね。返礼品の代わりに家族の見守りサービスを実際にやっている、それは研究できなくて、そういう事例があって、総務省の通達にも触れないということで行っているのだと思います。研究ではなくて、今度はそういったものについても十分進めていただきたいと思います。

最後に、ふるさと納税に関連して、サンタナ学園の支援について、私案を述べさせていただきます。

教育民生常任委員会では、委員会活動の一環として4月12日、サンタナ学園を訪問し、中田ケンコ園長から園の運営状況についてつぶさにお聞きしました。働く親たちに合わせ午前5時から迎えるバスを動かし、午後8時・9時まで送り届ける毎日であり、車の燃料費だけでも月40万円近くかかり、それを町の国際交流協会が業者と交渉し廉価で提供いただいております。サンタナは協会に月々の燃料費を払っていることや、子どもたちには各家庭の流し台と同じくらいの厨房で、家庭事情によっては多い子で一日3～4食もの単品の細々とした給食を提供していること。さらには10月からの幼児教育の無償化の波を受け、低年齢児数人が4月から認可保育所に移り、食材料費や職員給与支払い等、台所は火の車であることもお聞きしました。

本年1月、NPO法人コレジオ・サンタナから町議会議長宛て要望書を受け取りました。その1点は、サンタナ学園を10月からの保育無償化の対象施設として認めてほしいとのことでありました。本件については、私の3月議会での一般質問に対し、町長からは、サンタナのような認可外保育所にあっても、5年間の猶予期間においては無償化施設と認めるとの答弁をいただき、関係者はとりあえず安堵の気持ちを抱いているとこ

ろであります。

もう1点は、サンタナへの寄付金については、寄付金控除の対象としてほしいとの要望でありました。後段の件について、4月の教育民生常任委員会で税務課長から教示を受けました。結果として、寄付者が税制上の寄付金控除を受けるには、知事から「認定NPO法人」として認可される必要があるとのことで、寄付金等収入金額が経常収入金額の原則20%以上であるか、または年3,000円以上の寄付者が年平均100人以上いるなどの認定要件があり、そのハードルは高いとのことでありました。

町では、町の事業をいろんな“こ”で結ぶ、15の寄付目的を昨年10月町広報で提案されていますが、その15番目に国際交流を進めるローマ字で「KOMUSUBI」を提案されています。国際交流の一端を担うサンタナ学園に対し、町外にも多くの支援者がおられると思いますが、それらの支援者に対して合法的に寄付金控除を受けてもらうため、「KOMUSUBI」でサンタナ支援のメニューを組み込んでいただけないか、町長にその思いをお伺いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員ご質問の「ふるさと納税のメニューにサンタナ学園の支援を組み込むこと」に関連する質問について、お答えします。

愛荘町では、ふるさと納税の寄付目的の工夫といたしまして、平成31年1月から15の“こ”を結ぶ「愛荘町“こむすび”プロジェクト」を提案いたしました。15番目の“こむすび”に、ローマ字表記のものを設定し、「出身や人種の区別のない人権尊重・国際交流のまちづくり」に関する寄付をお願いしているところです。

ふるさと納税の寄付金をサンタナ学園の支援に活用してほしいとの要望は、以前からございました。しかしながら、憲法第89条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」とあり、無認可の学校への直接的な補助等は、憲法89条に抵触すると判断した経緯がございます。よって、ふるさと納税の寄付目的とすることは考えておりません。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私のお願いしていますのは、30%分の返礼品をするお金の代わりに、先に言いましたように、各家の空き家の見守りサービスをするとか、そういった

ものにその30%を当てられないかということで、続いてサンタナについても、寄付者に30%の返礼品をする。その30%をサンタナに寄付できないかというような私案でありました。

ですから、私はその30%のお金というものはすべて公金ではない、返礼品として寄付者が受けるもの、その代わりにその寄付者がサンタナにその分を支援してあげてほしいというふうにするべきものであって、そうしたことについては総務省の「直接的な補助は憲法に触れる」とかというようなことはないのではないかなというふうに思っていますけれども、その解釈について、観光物産推進室長にお尋ねします。

なお、私たち納税者は税金の使い道は決められません。しかし、ふるさと納税はそれぞれ寄付者がどういうものを使ってほしい、返礼品の代わりにこうしてほしいということは、寄付者が決められます。そういった意味でのふるさと納税の大切さをひとつ汲んでいただいて、ご答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 観光物産推進室長。

○観光物産推進室長（小林充周君） 年々、ふるさと納税に関する国のルールがどんどん厳しくなっている中で、村西議員の質問にございます、寄付目的ではなく返礼を学園に寄付するというようなことかと思うのですけれども、寄付者の直接的な返礼を拒否していただくような内容にして、学園に寄付するというようなことが、国が定めます返礼品が特産品であったり、役務に提供というものに当たらないので、国が定めています「返礼」という部分につきましては、今のような提案を確立させるということができないと考えますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 返礼品には当たらないというようなことでありましたけれども、サンタナさんに対して町内外からいろんな支援をしたいという人の思いを十分汲んでいただいて、そういった場合、ふるさと納税でしたら住民税・所得税は控除される、合法的に寄付ができる。そしてまたそのあとの70%は国際交流協会への補助とか、国際交流の例えばポケットクをもっと買うとかいうことに使えますので、そういったことも十分検討をしていただきたいと思います。お願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◇ 西澤桂一君

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤桂一君。

〔4番 西澤桂一君登壇〕

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。3点ばかり一般質問を一問一答でさせていただきます。

まず最初に、教育長のご就任を心から歓迎するものであります。私は昨年の9月・12月定例会で2回にわたり、教育長の選任について質問をいたしました。教育長が不在のこの1年、学校給食費の着服、秦荘東小学校では台風21号の影響で停電が続き3日間も授業が再開できなかつた、中学校でのいじめ・不登校・学力問題、先日も大津市や川崎市で通学途中の児童が巻き込まれる痛ましい事故・事件が発生いたしました。子どもたちの安心・安全など多くの課題が山積しており、愛荘町の教育はいったいどうなるのか、日頃、子どもたちは町の宝といっていながら、これでしっかりと子どもたちを守れるかの思いがありました。

特に教職員の異動について、「県教育委員会との話し合いが始まるが大丈夫か。教育長不在のマイナス影響について」の質問に対して、「教育委員会事務局においてしっかりと取り組んでいただく。マイナス影響はない」との回答には、さすがに失望いたしました。回答された町長・事務局それぞれの立場はありましても、教育行政・教育現場の現状が把握されていない、これでは学校現場や子どもたちにとってはつらいと思いました。

どうか徳田教育長には、今までの経験に加え、教育行政という今までとは違った立場から、この愛荘町の教育のかじ取りとしてしっかりとした取り組みをお願いします。

以下、一問一答で教育長にお尋ねします。なお、先ほど村西議員が質問されました部分と重複する部分もあるかと思いますが、通告に従いまして質問をさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

まず1問目であります。愛荘町の今後の教育方針について、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 西澤議員の「今後の教育方針について」のご質問に、お答えいたします。

先の村西議員のご質問でもお答えをいたしました。私が教育理念・目標として掲げますのは、「人が輝き 人が育つ 未来を拓く愛荘の教育」であります。

「人が輝き」とは、愛荘町に集う人々が、それぞれの個性・持ち味・強み・可能性・よさ等を発揮し、いきいきと活動し、自己実現を目指しながら生活する様を表していま

す。「人が育つ」とは、交流やふれあい・学びあい・競い合い等を通じて自身を高め、集団としても育ち高まり合っていくことを表しています。「未来を拓く」とは、夢や志が学びや活動の原動力となり、身につけた力により、自身の将来や社会の未来を豊かに切り開いていくことを意味しています。

こうした生き方をすべての人が実現できるよう支援していくのが、教育の役割であると考えております。人生 100 年といわれる今、それぞれの年代において、先に述べた理念・目標を主体的・意欲的・個性的に具現化していける人材の育成に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 再質問をいたしたいと思えます。

学校教育の充実を図る、これは当然のことであります。ただいまご回答いただきましたように、人生 100 年時代、これがもう目の前に迫ってきております。そうした中で、私は 3 月議会で生涯学習をしっかりとやるべきだというようなお話を質問させていただきました。生涯教育というのは非常に幅が広い。スポーツから個人の趣味から、そして音符の学習から、そういった中で、じゃあ、教育行政としてはどの部分をしっかりとやるのか。これはしっかりと理解していないことには、推し進めることはなかなかできないのではないかな、こういうように思っております。

その点の、私は理解がもうひとつピンと、その回答の中ではこなかったわけですが、やはりそこで自分たちの教育行政としてやる生涯教育とは何か、そこをまず 1 点を抑えていただきたいと思いますのと、そして、学校教育がしっかりと行われて、町民の学習意欲も強く出て、文化的な生活が営める、こういうようなまちは町民誰もが誇りを持てるまちになってくると思えます。教育を通じたまちづくりというのを普段からしっかりと認識をしている、それこそが生涯教育の基本の基本ではないかなと思っておりますので、教育を通じたまちづくりについて、教育長としてはどういように感じておられるか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの西澤議員の「教育を通じたまちづくり」ということについて、お答えをいたします。

生涯学習ということを考えました時に、それぞれ発達段階がありましても、教育の役割は、究極で言えば 2 つの「じりつ（自立・自律）」であるというふうに私は考えており

ます。1つは、自分で立つという「自立」でございます。もう1つは自分を律するという「自律」でございます。教育の役割は、こうした2つの自立ができる人材を育てていくことであると考えております。

もう1つ違う面から考えますと、教育の1つの役割は、社会に貢献する人材を作ることでもありますし、もう1つは自分の人生を豊かにすると、その後押しをすると、そういう意味もあろうかと思っております。

先ほどの村西議員のご質問の中にもお答えさせていただきましたけれども、生涯学習を今後どのように考えていくかということにつきましては、相当に多方面からの検討が必要であると思っております。非常に重たい、大きな課題であると思っております。学習機会の提供の方法だけを単に据え変えるだけでは解決しないような課題もございます。住民の方々がそれぞれどんなニーズを持っておられるのか。それは実に多様であると考えておりますので、まずそうした把握をしっかりとすることから、今後の具体的な生涯学習の振興策・方策を考えていきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 生涯学習振興法でしたか、それができましてからもう既に20年以上経っていると思います。ですからやはり、今までの歩みというのが、どちらかという和学校教育のみに重点が置かれてきたと思っておりますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。次の質問に移ります。

愛荘町の教育理念である「五愛十心」について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの「愛荘町の教育理念である「五愛十心」についてどのように考えているのか」のご質問にお答えいたします。

「五愛十心」は、平成23年当時の教育長より教育理念として示され、現行愛荘町教育大綱にも基盤として位置づけられ、その浸透と教育活動への具現化を図ってきたところでございます。

しかしながら、今、学習指導要領が改訂されたこと、また、ソサエティ5.0（超スマート社会）の潮流が押し寄せていること、昨年、上位の計画である第2次愛荘町総合計画が策定されたこと等を勘案し、「五愛十心」については、次のように考えております。

現行教育大綱の中に位置づくものであり、基盤としてのその考え方等は今年度も継承

すべきものでありますが、先に述べた理由によりまして、様々な角度から見直しを図っていくことは時代の要請であると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたします。

確かに時代の流れとともに変わっていくものであると思いますけれども、現在の愛荘町教育大綱・教育振興基本計画、これは平成31年度、今年度までのものでありまして、そこで定められております基本が「五愛十心」の教育理念であります。教育の基本目標として、「夢と志を持ち、ともに未来を拓く人づくり 基盤は五愛十心の教育理念と、こういうようにされております。やはり理念といいますのは、人間形成のための精神的な支柱であり、方向性を示すものであります。行政的な判断や個人の考えがそこに介入してはいけない、私はこのように考えております。

このことから考えまして、今、教育長がご答弁いただきましたけれども、やはり今年度につきましては現在の教育基本法、そこを基本にすべきではないかと思っておりますので、その点をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ご質問にお答えをいたします。

西澤議員ご指摘のとおり、現行教育対抗の中には基盤として「五愛十心」が息づいております。今年度につきましては、その基盤の部分は継承するつもりで考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしました時に、実は今年の小学校・中学校の入学式、あるいは教職員の着任式、こういう時には今まで「五愛十心」のということで教育理念としてきっちりと説明をされたきたと思うのです。よそから参られました教職員の方につきましては、本町の教育理念はこういうことだよと示すのは本当に大事な話だろうと思っておりますけれども、今年はこれがなかったように思いますので、その点の確認をしたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

様々な式におけますコメントの中で使っているフレーズのことを今ご質問いただいたと思いますけれども、言葉尻をとらえるようなことになるかも知れませんが、基盤としての五愛十心というものは引き継いでおると。私が今年度から教育理念として

意識しているフレーズというものは、五愛十心ともしっかり重なっておりますので、特段大きくこれまでのものを変更したということにはならないと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

今年4月2日ですけれども、教職員の着任式が執り行われました。今年着任者は36名で、うち新規採用者が23名と非常に多い。昨年も着任者は36名でありましたが、新規採用者は9名で、今年私は異常ではないかと見ております。

昨年9月議会で、教育長の不在に対しまして、先生の異動にマイナス影響を今回出てきたのではないかと、こういうようなことを感じたわけであります。子どもたちの学力学習に影響が出るのではないかと、愛荘町は教職員の養成機関にされたのではないかと、そんな心配を持っております。

とは言え、大事なことは、子どもたちのためにはこれらの先生方に一刻も早く、失礼な言葉かもわかりませけれども、一人前の先生として活躍してもらうことにあると思えます。このことについて、教育長はどのように対応されようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 西澤議員の「今年度教職員の着任状況について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の今年度新規採用者23名は、県費・町費の臨時講師を含めての人数でございます。その中で今年度の県費新規採用教職員は8名であり、うち1名は事務職員であります。したがって、小中学校教諭の初任者としてあげるものは7名でございます。ただし、そのうちの1名は他府県経験者でございます。

一方、昨年度の新規採用教諭は8名であり、うち1名は他府県経験者でございました。

こうしたことから、今年度が特に新規採用教諭の配置が多かったということではございません。

ただし、近年、滋賀県全体の小中学校にける新規採用者の数は、全体的に増加傾向にあります。その理由といたしましては、県内小中学校教職員の年齢構成のアンバランスな状態や早期退職者の状況等もあり、大量退職・大量採用の状況が続いていることが原因と考えられます。したがって、愛荘町におきましても、一定の新規採用者の配置については認めざるを得ないところではないかと考えます。

議員ご指摘のとおり、初任者が他の教職員同様に力量を発揮することは、子どもの学びを支える意味で重要であります。その人材育成の方法につきましては、県・ブロック・校内における初任者研修を充実させてることが重要であります。また同時に、日々のOJTによる研修がカギを握っていると思います。OJTによる研修の充実のためには、校内研究の活性化や校務分掌による部会、学年会・学年部会といった小グループでの話し合いを十分に行うことが必要であると考えております。

加えて、職員の同僚性・協働性を高めるなど、職員室に風通しのよい風土をつくる、そうしたことも重要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の答弁から、本当の新規採用者という意味合いが私はわかりませんでしたけれども、例えば秦荘西小学校では着任されました5名のうちの4名が、愛知川東小学校では6名のうちの5名が、秦荘中学校では3名のうち2名が、こういうように新規採用者だと私は理解していたのです。

そういうことでありますと、学校現場といたしまして、若い先生方を育てるにしても、全教職員数が限られた中でベテランの先生方の負担は大変大きなものになってくると。OJTということでおっしゃいました。これは非常に大事な研修方法であると思いますけれども、それにはほかの先生方の負担ということは十分に考えなくてはならないと思います。

こういう実情を県の教育委員会にも積極的に話し、そしてそういった意味での当町での支援を受けるとか、あるいは町長に対しても町の講師に確保など、来年度は予算をしっかりと要求して教育の充実に取り組んでいただきたいと、このように考えておりますので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

新規採用者の数等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、全県的な傾向もございまして、愛荘町だけを極端に少なくするというようなことは、現状では非常に難しいと考えます。また、どの組織においても言えることかと思っておりますけれども、一定程度の新しい人材の採用というのは、これは当然必要なことであると考えますし、極端に数が多いというのは問題であると思っておりますけれども、問題はやはりそれからの人材育成ではないかというふうに思っております。

この春に着任しました者につきましても、それぞれ即戦力に近い者もおりますし、それは経験があるという意味でございます。ひとくくりに新規採用者といいましても、ずいぶん実情は異なっておりますので、それぞれの赴任しました職員の持ち味・可能性を、現場のほかの経験のある教諭がどう引き出すか、そのあたりも今後、先進的な取り組みにも学びながら、それぞれの校・園の中で共有してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。全国学力・学習状況調査結果につきまして、2点ばかりお尋ねをいたします。

まず1点目です。例年実施されている全国学力・学習状況調査結果が、愛荘町の場合、県平均よりも低い状態が長期にわたり続いております。学力だけを重要視するのではありませんけれども、基礎学力をつける、将来の可能性を広げるには、やはり学力の向上は大切であります。小学2～5年生、中学1・2年生を対象に町単独で学力テストを実施されているのも、向上策の1つであると思っておりますが、今までの取り組みの総括と今後の方針について、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの「全国学力・学習状況調査の結果」のうちの1点目の、「学力向上に対する今日までの取り組みの総括と今後の方針について」のご質問にお答えをいたします。

これまで全国学力・学習状況調査や町で実施しております学力テスト等の分析により、各学校での課題を明らかにし、学力調査研究委員会で共有し、さらに各校で具体的な取り組みを策定し、実践してまいりました。その結果、毎時間の授業における振り返りの時間の充実や、学習形態の工夫等の授業改善や朝等の短時間学習の改善等が進んでおります。

しかしながら、言語についての知識理解、読む力・書く力等の課題が依然として大きいことが明らかになっております。具体的には、昨年度までの全国学力・学習状況調査B問題に出てくるような、文章が十分理解できていないと考えられる状況があります。

そこで、今年度からは、次の3点に焦点化して学力向上策を進めます。①文章の意味・内容を理解するという基礎的読解力の育成。②学ぶ意欲「学欲」の高揚、③メディアコントロールをし、読書に親しむ等の学びの環境づくり、以上3点でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 2点目につきまして、お尋ねをいたします。

例年、愛荘町の学力調査結果の公表はされておられません。私はやはりこれは公表すべきではないか、このように考えておりますが、これについてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、ただいまの「全国学力・学習状況調査の公表について」のご質問にお答えをいたします。

学力調査の目的は、文部科学省も述べておりますとおり、教育施策あるいは教育指導の改善であります。したがって、調査結果の公表は、あくまでも手段であると考えます。また、公表の仕方も様々なものが考えられ、平均正答率等数値による公表も1つの方法であることは認識しております。これまで町の平均正答率の公表はしていませんが、今後も序列化につながるような公表の仕方は必要がないと考えます。

しかしながら、先に述べました3つの焦点化した学力向上策を愛荘町総がかりで展開し、ソサエティ5.0（超スマート社会）を生き抜く力を子どもたちに育むために、数値による公表を行うことも含め、総合教育会議や教育委員会で検討し、方向性を出すことといたします。

いずれにしても、公表にあたっては、今後、子どもたちに身につけさせたい力や具体的な今後の取り組み等もあわせて示すことが不可欠であると考えております。これまでにない数値による公表を行うことは、学校・園、教育委員会はもとより役場全庁を挙げて、また保護者・住民、関係機関・団体等の皆様方のご協力を得て、まちぐるみ、総がかりで学力向上に取り組むことを宣言するものであると認識しております。その際には、議会の皆様方にもぜひとも学力の向上に向けた各種施策にご支援賜りますようお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をしたいと思います。

最初に私は学力を通じたまちづくり、学力をしっかりとというような話をいたしまして、そのような回答もいただいたと思うのです。今ここでご回答いただいたとおり、単に学校だけの問題ではなしに、教育委員会だけではなしに、しっかりと町を挙げて支援をしていくというようなことでありました。当然この姿勢は、町長も以前から言っておられましたことですので、それは当然のことだろうと思っております。質問といたしますのは、滋賀県は全国平均以下、愛荘町はその県平均よりも低いという結果だけが私は一

人歩きしているのではないかと考えているわけです。これでは、一生懸命励んでいる児童生徒に対しまして、劣等感を単に与えているだけではないのか。公表しない利用として、学校間競争になるとの懸念があるようですが、一方には指導者の資質が問われることになることへの危惧もあるのではないかと、こんな穿った見方もしております。

学校別ではなく、町全体の状況を公表することによって、児童生徒にどの程度低いのか、もう少し頑張れば平均点に届くのか、一部の児童生徒により全体が引き下げているのであれば、その部分の対応をしっかりと講じることもできます。

また、児童生徒個人個人に自分の置かれている位置を知らせ、目標をはっきりとさせることの方が有効ではないか、このように考えておりますので、これについてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

西澤議員ご指摘のとおり、私も学校別の平均正答率の公表といったことは、当然、序列化につながるというふうに考えておりますので、そのことについては考えとしては否定的なものでございます。これまでそうした調査を通じて課題がある、どこに課題があるのかということはずいぶん明らかになってまいりました。ただし、では、それをどのような方法で解決していくのかという道筋が、これは私の個人的な考え方もありますけれども、やや見通しが持てていなかった部分が多いのではないかと考えております。

学校現場の教職員は、大変頑張っております。いろいろな時間を割いて子どもたちの支援をしておりますけれども、例えば先ほども少し申し上げましたけれども、算数の昨年までのB問題と言われます活用あるいは応用の問題が点数的に厳しいと言いますのは、3つの焦点化のところでお話をいたしました基礎的読解力がないということと結びついているというふうに今仮説を立てております。

そうしたことに焦点化して取り組むことで、そしてそれを日常的に継続的に取り組むことで、子どもたちの学力を上げていきたいと考えております。

また、既にお願ひしておりますように、「減メディア、親読書」ということで、そうした学びの環境をしっかりと地域ぐるみ、あるいは家庭ぐるみでつくっていくことも重要なことではないかと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） やはり、今、教育長がお答えいただいたとおり、教育環境とい

うのが私は非常に大事だろうと思っているわけです。

1つの例といたしましてお尋ねするのですが、この4月1日で愛荘町まちじゅう読書の計画というのを作成されました。これによりますと、町民一人当たりの貸出冊数は平成28年度14冊で、県平均の7.4冊、全国平均が5.5冊ですから、非常に倍以上たくさんです。ところが一方、小学生と中学生の利用率というのが6.7冊です。特に中学生は1.7冊、全国平均が11.1冊という、あるいは県平均が8.1冊ということから比べますと、逆に、非常に低い状況にあります。小学校・中学校には学校図書館法に基づきまして学校図書館が設置されておりますが、学校図書館図書標準に対する蔵書冊数が28年度末、小学校平均で83%、低い小学校では66%という状況であります。そして、しかも中身が古い本が多い、社会や学校、教育内容の変化に対応していない本が多い。こういう状況でありますから、これでは利用率の低さを指摘するのはできないと思っております。

読書が学力に及ぼす影響は、先ほども大きいとおっしゃっていましたが、やはりこういう身近のところの環境ができていない。これ自体、図書館の第2次基本計画にあげられているということですから、そういう状態を自覚しているわけですから、そういうところにつきましてはやはりしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、それについてお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの西澤議員の読書環境に関わるご質問について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、読書といいますのは、本当に学力と関係あるというふうに私は認識しております。読書好きと学力というのは、はっきりした相関関係というのはなかなか見出すことはできませんけれども、例えば知的好奇心を喚起するとか、あるいは学習のベースをつくるといった意味で重要であるということ、有識者は申しております。

また、かねがねより町長も読書の重要性というのは認識されておりますので、今ご指摘いただきました学校図書館の充実も含めて、総合的に今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次に、いじめ問題につきまして、2点お尋ねをいたします。

まず、1つ目です。学校や部活動においてのいじめ、疲労の蓄積等から、自ら命を絶

つケースが各地で発生をしております。2016年に神戸市で中学3年生の女子生徒が、2018年には名古屋市で中学1年生の女子生徒が、また、兵庫県でも小学5年生の女子児童が亡くなっています。このような事態に至れば大変であります。

愛荘町でも、いじめ認知件数は平成31年2月末現在で、中学校におけるいじめ件数は22件、うち21件が1校に集中しておりますが、なぜ1校に集中しているのか、また、その中身はどういうものか、その実態についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの西澤議員の「中学校のいじめ認知件数22件のうち21件が1校に集中している、その理由と実態について」のご質問にお答えいたします。

いじめは、子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害であり、絶対に許してはいけない行為です。このため、社会全体でいじめを許さない、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努める必要があります。

そこで、愛荘町内の学校・園でも、子どもの様子をしっかり見守り、些細な兆候であっても速やかに的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知しようとしているところがございます。その結果、嫌がらせ、冷やかし、仲間外れ等の案件を認知いたしました。中でも多かったのが、嫌がらせが8件、冷やかしが5件でございます。

西澤議員のご指摘の1校に集中している点につきましては、1件のいじめ案件に対して被害者が複数いる場合は、それも被害者人数分の件数になることや、軽微と思われるものでも、いじめの芽があると思われるものにつきましてはカウントしていることが理由でございます。また、見えやすい、見えにくいといった質的なものも多少影響しているものと思われまます。

しかしながら、いじめを許さない集団づくり、土壌づくりが何より必要だと考えております。今後も、いじめ防止の土壌づくり、いじめの早期発見・早期対応、関係機関との連携などのいじめの防止のための取り組みとともに、教育相談体制の充実や職員研修などの、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上の取り組みを進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 2点目についてお尋ねをいたします。

当該学校の教職員は、当然このことへの対応に苦勞されていると思いますが、学校任せではなく、平素から関係者全員が共通問題として取り組むことが大事であります。

愛荘町いじめ防止基本方針において、町、学校・園、保護者の役割分担が定められています。町の役割として、①いじめの防止および解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。②いじめの予防・早期発見・阻止、いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った者等に足する指導、関係者の連携の強化、その他必要な体制の整備。③いじめに関する報告に対する迅速に防止と調査が定められています。ただいま言いました項目①②③別に、今までの取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 西澤議員の「愛荘町いじめ防止基本方針に基づく今までの取り組み」についての、ご質問の1点目「いじめの防止および解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する」の今までの取り組みについて、お答えいたします。

まず、いじめ未然防止等対策協議会を開催し、愛荘町のいじめ防止基本方針のもと、各校園の学校いじめ防止基本方針や取り組みについての情報共有を毎年行ってまいりました。また、いじめ対策本部会議を開催し、愛荘町の生徒指導の現状と課題について、町長部局や東近江警察署生活安全課等の関係機関との連絡・連携を密にしています。

次に、ご質問の2点目「いじめの予防、早期発見、いじめを受けた子どもへの支援等、関係者の連携の強化、その他必要な体制の整備」の取り組みについて、お答えいたします。

まず、いじめの予防のために定期的にアンケートを実施しております。そして、早期発見のためいろいろな教師が関わり、おかしいと感じたら教育相談をするなど、複眼での対応をしております。また、外部講師を招いて夏季いじめ防止等教職員全員研修会を開催し、教職員の指導力向上を図ってまいりました。そして、町内各校園の生活・生徒指導主任会を持ち、県教委からの指導伝達や各校園のよい取り組みを共有し、相談体制の周知徹底、関係機関の連携の強化等の取り組みに活かしました。

最後に、ご質問の3点目「いじめに関する報告に対する迅速な防止と調査」の取り組みについて、お答えいたします。

いじめの発生が報告された際には、まず、毅然とした態度でその行為を止める、直ちに当該児童生徒の安全を確保し、被害者に丁寧に寄り添ってサポートすることを大切にしております。また、関係者で対策委員会を組織し、事実関係を明確にするための調査

は、関係児童生徒等からの聞き取りとともに、アンケートを実施することが考えられますが、その場合、子どもが書きやすいような工夫をすることに努めております。そのうえで、具体的な事実在即して、いじめは許されない行為であることを加害児童生徒が理解できるように指導するとともに、加害者自身のストレス等の問題に本人が気づき、適切な解決方法を見出せるように支援しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたします。

今の1点・2点目を通じましてご回答いただいたわけですが、この前の事件等見ておられますと、いじめが発端となりまして、不登校等々になって、そしてから家に閉じこもって事件にというようなケースが多々あるように思います。ただいま回答いただきました中で、冷やかしか嫌がらせ・仲間外れ、こういう件数が半分を占めていると。こういうのが動機として、ただいま申し上げましたようにつながっていくのではないかとというような心配をするところでありまして、いじめられた生徒が社会との接点を持つ、継続した支援が大事であると思っておりますが、その後、不登校とか引きこもりとか、そういうような問題にこれが影響していないのかどうなのかの確認と、そしてから、そういうことに対する対応方法をどのようにされているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いじめの問題を考えます時に、私は、一番大事なのは未然防止の取り組みであると考えております。これには特効薬はございませんが、日々の指導におきまして、いじめや差別を許さない学校・園づくりを推進するということに尽きると思います。その重要な柱は、人権教育であったり道徳教育であったり、それから仲間をつながることを体験するとかというようなことが非常に重要であると思っております。

先ほど例に出していただきました件につきましては、その後、該当生徒は登校しているわけですが、そのいじめが発端となるところにおきまして、非常に子どもたち同士の中でも感覚が浅いと言いますか、鈍いところが多々見られます。例えば、被害となる生徒が「いいよ」というふうに比較的受容的であるから、やってもいいと思ったというようなことも、先ほどの冷やかしかからかいの芽にもたくさん出てまいりますの

で、そうした芽を、最初は教職員が摘んで、それを適切に指導することから始まると思いますけれども、やがては周りにいた子どもたち同士が、「それはやっぱりおかしいんじゃない？」ということと言えるような、そういう感覚・感性・意識を育てていくことが、このいじめ問題への解決のための重要なカギではないかと思っております。そのあたりをしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

それでは、次に、愛荘町ゆめまちテラスえちの利活用について、町長にお尋ねをいたします。町長は昨年6月、突然に、9月末に完成する施設の利活用について、それまで検討が進められていました計画を中断し、今年9月を目途に活用構想を取りまとめられました。現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員の「愛荘町夢まちテラスえちの利活用について」の1つ目の質問、「活用検討の進行状況」について、お答えをいたします。

愛荘町ゆめまちテラスえちの利活用については、昨年12月に様々な分野で積極的に活動展開されている方で構成する活用検討委員会へ諮問し、現在まで5回の会議を開催し議論をいただいているところでございます。

現在までの進行状況については、第1回と第2回目の会議では、まちづくりに活かす使い方を、それぞれの委員のお立場から幅広くご意見やアイデアを出していただき、第3回目の会議では4つのキーワード、「学び」「人材育成」「地域資源」「居場所」を設定し、議論を深めていただきました。

第4回の会議では、昨年10月開館後の利用状況や利用者アンケートなどをまとめたものを参考に意見交換を行い、利活用にあたっての基本的な考え方を検討いただきました。

5月28日開催の第5回目の会議では、中間報告書のとりまとめに向けて、利活用の基本的な考え方と具体の活用策について協議いただきました。

6月12日開催予定の第6回目の会議で協議を重ねた後、町宛てに中間報告書をご提出いただく予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、次の質問になります。目途とされております9月ま

で、残り3か月となりましたが、方向性は見えてきているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員の「愛荘町ゆめまちテラスえちの利活用について」の2つ目の質問、「活用の方向性」についてお答えをいたします。

本件については、検討委員会から9月を目途に答申をいただくスケジュールにより議論が進められております。ゆめまちテラスえちの利活用の方向性については、6月12日開催予定の第6回目の会議で協議を重ね、その後、町宛てに中間報告書を提出いただく予定となっており、その中で方向性が示されます。

なお、検討委員会から中間報告書を町宛てに提出いただきましたら、速やかに議員の皆様にもご説明させていただく予定です。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 1点目・2点目を通じまして、再質問をさせていただきます。

現在、活用検討委員会におきまして検討されております最中であります。まだ答申がありませんけども、しかし、事務局は副町長以下課長・参事など職員が担当されておりますので、その動向等につきましては逐次把握をされていると思います。

昨年、町長は、維持管理費がかかり過ぎるとして中断されました。当然このことを念頭に持って、活用委員会の事務局は動いていると思いますが、こうしたことがその中で制約となって、自由討議としては制約を受けたものになっているのではないかと。この施設のあり方としては最も適切な報告が得られるのかどうか、疑義を持っておりますが、この点、町長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問いただきました。ランニングコストが制約になっているのではと、そのことに疑義を持っているということでおっしゃっていただいているかと思いますが、特にランニングコストの部分に関してということの制約、キャップをしているということは、議論の中にはないかなというふうに住じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そういたしますと、5年間の施設の維持管理費が1億円かかると、これは高いということが計画を中断された理由の1つになっていると思うのです。そうしますと、町長は1億円以内の線を当然に考えておられると思いますけれども、そういう考え方はあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 5年で1億円かかるということは、確かに大事な大きな要素であるとは思っております。

ただ、どの事業をするにしても、やはり予算であったり費用であったりというのは発生するものでございます。私がこの5年で1億ということで申し上げておりましたのは、あくまで当時求めていらっしゃったファブラボということのコンテンツ、またその内容であったり、いろんなユーザーさんに対してのぶら下がる部分を鑑みてた時に費用対効果が果たしてどうだということでございますので、今回特に私が5年で1億円というようなことを考えていくうえで、1つの手法として念頭に置いていただきたいということも当然申し上げております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そういたしますと、まず事業そのものもそうですけれども、今の町長の回答でいきますと、費用対効果が非常に大事であると、こういうような回答であったように思います。今後、中間報告、現在の状況、この間もその打ち合わせ、活用検討委員会がありましたけれども、その中間報告をどういう方法でやるのかということのまとめに入っておられましたけれども、そういった中からはなかなかそこまでの分、これから具体策をまとめていかれるということになると思うのですが、そのあたりはしっかりとした費用対効果を打ち出していきたいなと思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。次の質問に移ります。

愛荘町ゆめまちテラスえちの本格的なオープンはいつ頃と考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 「ゆめまちテラスえちの利活用について」の3つ目の質問、「本格的なオープン時期」についての問いに対してのお答えをいたします。

ゆめまちテラスえち検討委員会におきまして、今後、6月12日に第6回目の会議を開催いただいた後、利活用の方向性についての中間報告書を町宛てに提出いただき、その後、9月を目途に答申をいただくスケジュールで議論を進めていただいております。

答申後は、町において利活用方法を決定し、その具体的な方法に応じて予算を講じたうえで備品準備を行うとともに、運営体制づくりを行う必要があります。来年4月を目途に本格的なオープンができるように進める予定をしております。以上、ご答弁申し上げます。

す。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、来年4月ということになりますと、本当にもう延び延びになってしまうのですね。ですから、これが非常に大きい現在の愛荘町の課題の1つであるということを考えますと、私はやはり、そんなにのんびりしている時間はないと。少なくとも年内にはそこそこの目途をつけて踏み込んでいかなければいけないのではないかと、こういうように考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在はあくまで活用のあり方検討委員会の皆さんにご諮問申し上げているところでもございます。延び延びというようなこととおっしゃっていらっしゃるのかも知れませんが、やはり大事な議論を一つ一つ、町内の各層のご活躍をいただいている皆さんにご議論をいただいているというところでございますので、決してそれは延び延びだというとらえ方を致してはおりません。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 先ほども言いましたように、本当に課題の1つですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に第2次愛荘町環境基本計画についてお尋ねをいたします。

本年3月に第2次愛荘町環境基本計画が策定されました。環境問題は、地域課題であると同時に地球規模の課題でもあります。人間の活動のせいで、かつてないほどの勢いで自然が損なわれています。この半世紀で陸地の75%、海洋の66%で環境が悪化したといわれております。

町長がこの環境基本計画のはじめにあいさつで述べられているように、この計画は大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今までの生活様式を改めて見直すものであり、広い見地から地球温暖化防止や生態系への悪影響など共通の認識を持って対応すべき大切な計画であります。環境問題は、我々の生活に直結した身近な問題であり、一人ひとりが当事者として取り組むものであります。そこで、担当課長にお尋ねいたします。

まず1番目です。全体に抽象過ぎて具体的な目標数値が少ないように思います。方向は示されているが、到達点が見えておりません。基本計画とは別に目標数値を示すのか。また、策定5年後に見直しを含めた総点検を行うとされておりますが、このままで実効ある見直しができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　西澤議員の「全体に抽象過ぎて目標数値が少ない。到達点がわからない。基本計画とは別に目標数値を示すのか」のご質問についてお答えします。

本計画は、町環境審議会において平成29年度から平成30年度に計5回ご審議いただき、パブリックコメントを経て策定した計画でございます。本計画は、愛荘町を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、第2次愛荘町環境基本計画の策定を行い、新たに環境保全の基本的な方向を定め、町と町民・事業者・観光客等の協力体制やそれぞれが守るルールを明らかにし、愛荘町が進める環境保全の方向性を示すものとして、重点施策および目標指標として5つ設定しております。

また、この基本計画のもとに、町地球温暖化防止実行計画などの個別計画を策定し、それぞれ具体的な数値目標を設定しております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君）　　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　　再質問をいたします。

ただいまご回答いただきました「それぞれの個別計画云々」ということですが、現在示されている具体的な数値目的はどのようになっているのか、確認をいたします。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　再質問の「具体的な数値」ということに関しまして、答弁いたします。

数値目標としましては、第2次愛荘町地球温暖化防止実行計画というのが平成27年3月に作成しておりまして、その中で温室効果ガス排出量の削減ということで、各活動項目ごとに削減目標の設定をしております。例えばガソリンの使用であったり、灯油・軽油の使用量、また電気や自動車の使用量といったものを考えまして、そこで数値目標を設定しております。

また、第2次環境基本計画の中の重点施策および目標の指標というのは、環境学習講習会の開催回数でありましたり、工場排水、河川水質、河川水透視度調査であったり、太陽光の発電導入調査、またごみ排出量、ごみ資源化率、それから不法投棄監視員等の巡回パトロールの数等であったり、そうした具体的な数値が指標という設定ができるものを、目標指標等としております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君）　　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 2点目です。特に、環境型社会を目指すためには、地球規模での問題点や世界の動きなどを明確に示し、それに対応する計画にすべきであったのではないかと考えております。

地球環境が直面する2大テーマは、「地球温暖化対策の脱炭素」「海洋汚染対策の脱プラスチック」といわれております。このことの実態・対応を町民一人ひとりが自分の問題として考えるように周知し、町としても具体的に取り組みを推進すべきであると思えます。この観点から何点かお尋ねをいたしますが、このような課題を明確にした行動計画を折り込むことが必要ではないかということをお尋ねしてまいります。

まず1つ目です。汚れた廃棄プラスチックごみの国境移動を規制するバーゼル条約が、締結国会議で改正されました。適正に処理されないプラスチックごみが海洋汚染となっていることは共通認識であり、この対策が喫緊の課題であります。例えば飲み残しのあまるペットボトルなど、汚れたり、生ごみと混じったりしているなどとしてリサイクルに適さないプラスチックごみや、土や砂の付いた農業用シートは、有害廃棄物として取り扱われます。また、政府のプラスチック資源環境戦略から自分たちの生活で取り得る対策、例えばスプーンや皿など使い捨てプラスチックを極力減らす、自然に分解される食物由来のプラスチックに切り替えるなど、取り組むべき課題が身近なところにはいっぱいありますが、このことに対します、冒頭申し上げました行動計画云々について、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 西澤議員ご質問の「特に環境型社会を目指すためには、地球規模での問題点や世界の動きを明確に示し、それに対する計画にすべきで、これらに係る課題を明確にした行動計画が必要である」とのご質問について、お答えします。

有害廃棄物の国境を越えた移動を規制するバーゼル条約の対象に、汚れた廃プラスチックを加えることができ、本年5月10日、スイスで開かれていたバーゼル条約締結国会議で採択されました。会議では、汚染や他のごみの混入がほとんどない状態のものを除いた廃プラスチックを規制対象とすることで合意がなされており、2021年1月から発効され、今回の改正の実際の運用は、各国の判断にゆだねられています。

今後、環境省は汚れた廃プラスチックに関する指針を定める予定をしており、今回の町環境基本計画に反映することはできませんでしたが、指針が示された後、滋賀県・近

隣市町の対応状況を踏まえ、必要な対策を講じることを考えています。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君）　ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行いたいと思います。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　次に、レジ袋削減に対する町の取り組みはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君）　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　西澤議員のご質問の「レジ袋削減に対する町の取り組みはどのようになっているのか」について、お答えします。

レジ袋削減に対する町の取り組みにつきましては、町単独での取り組みではございませんが、平成21年6月に県や愛荘町を含めました県内19市町などの行政機関、県内16事業者、県内16団体で「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」という組織を構成し、レジ袋等の容器包装廃棄物をはじめとする買い物ごみや食品ロスに向けた取り組みを実施しております。

当協議会でのレジ袋減の取り組みは、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を事業者、県民団体、行政間で締結し、レジ袋無料配布中止やレジ袋削減の取り組みをしており、愛荘町内では協定を締結している2事業者で実施いただいているところでございます。また、町さわやかまちづくり推進会議等の関係団体と連携を図り、買い物袋持参運動「マイバッグ運動」を展開する普及啓発にも取り組むこととしております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君）　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　再質問いたしたいと思います。

地球温暖化に対する取り組みといたしまして、約10年ほど前からこの削減が問題となってきました。その当時は富山県が先例をつけたということで、私も富山の方に勉強に行っていました。その後、東京都杉並区では条例により有料化に、また隣の京都府亀岡市では、小売店にプラスチックのレジ袋の提供を禁止する条例を、その他多くの自治体でも事業者に対してエコバッグの持参を求めるなど、削減の対策が講じられてきております。

国内では、年間900万トンのプラスチックごみが排出されており、そのうちの約400万トンが包装容器やペットボトル・レジ袋といった使い捨てプラスチックであるといわ

れております。レジ袋に限って申し上げますと、年間 450 億枚、この数字を人口比で愛
荘町に置き換えてみますと、747 万枚がこの町内で使われているということになります。
環境省も現在、レジ袋の削減を図るための有料化に向けて検討をしておりますが、でき
れば来年のオリンピックまでには実施したいと、このような意向も聞こえてきてお
ります。

県が 2014 年に実施いたしました琵琶湖湖岸に漂着する散在ごみの 35.6%がプラスチ
ック類であり、マイクロプラスチックが琵琶湖湖底でも問題視されています。プラスチ
ックごみやペットボトル・レジ袋・トレイ・食器・包装材など、我々の生活に深く関係
をしてきておりますが、このことの重要性を真剣に考えてみますと、やはり冒頭、町長
が環境計画の中で言われておりました通り、我々の生活を直接に変える、こういうよう
なことにつながってまいるわけでありますけれども、既に横並びの状況とか、あるいは
県がどれだけやっているというようなお話ではなくて、先ほども言いましたように、愛
荘町でも 700 万枚を超えるレジ袋が消費されているわけですから、しっかりとこのと
ころは愛荘町モデルをつくるくらいの覚悟を持って取り組む必要があると思っております、
そのことについてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　西澤議員再質問の「レジ袋削減に向けた町独自
の取り組み」について、答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、レジ袋削減を含めました環境に配慮した取り組みというのが、
10 年前から積極的に行われているところでございます。当町独自の取り組みということ
に関しましては、先ほども申し上げましたマイバッグ運動を積極的に啓発していくとい
うところではございますが、そうした部分がまだまだ浸透していかないのかなというこ
ろもあります。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、来年の東京オリンピックまでにはレジ袋の
無料配布が全面的に禁止になるという報道もされておりますので、そうした期間までに
国また県等と連携をしまして、町の今後の取り組みについても検討を図っていきまして、
そうした取り組みを積極的にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひし
ます。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君）　　4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君）　　次に、食品ロスについてお尋ねいたします。

食品ロスは、1年間に643万トン、これは国民が毎日茶碗1杯のご飯を捨てている量に相当いたします。事業系が352万トン、家庭系が291万トン、先日、「食品ロス削減推進法」が制定されました。

食品ロスは国内課題にとどまらず、国際的な環境や貧困問題ともつながっております。コンビニやスーパー、食品メーカーなど企業側の取り組みが進んでいるが、食品ロスの40%を占める家庭系において逆に増えている状況にあるといわれております。町においても、家庭系の食品ロスについて具体的な取り組みを推進する必要があると思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　西澤議員ご質問の「食品ロス、特に家庭系ごみの取り組みを推進すべきではないか」のご質問について、お答えします。

食品ロスは、環境省の統計によりますと、平成28年度の推計で643万トンとなり、議員ご指摘のとおり大きな社会問題となっております。

そのような中、国では本年5月24日、食品ロス削減推進法が可決されました。この法律は、食品ロスの削減を国民運動と位置づけ、国が基本方針を策定するとともに、自治体に対しても具体的な推進計画をつくる努力義務が課されているところでございます。さらに、一消費者である家庭に対しても、調理方法の改善などに自主的に取り組むよう促すこととなっております。今後、国の基本方針が示された後、滋賀県や近隣市町の対応状況を踏まえ、検討をしていきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君）　　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　　次に、不要となった衣類、ベッドや勉強机などの家具類、食品、その他まだまだ使用可能なものまで廃棄処分にされているものが多くあります。これらを希望する人に譲り渡す仕組みはつくれないか。ゆめまちテラスえちでこういうことは考えられないか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　西澤議員ご質問の「不要となった衣類、ベッドや勉強机などの家具類、食品、その他まだまだ使用可能なものまで廃棄処分にされているものが多い。これを希望する人に譲り渡す仕組みはつくれないか。ゆめまちテラスえちで考えられないか」のご質問にお答えします。

リユースは、特別な処理を加えずそのまま再使用できるため、リサイクル（再資源化）

に比べまして、より環境にやさしい取り組みとされています。現在、愛知郡広域行政組合清掃センターにおきまして、搬入時に不燃ごみをリユース対象品とすることを承諾するか否かを確認し、必要とされる方にリユースする取り組みを行っていただいております。

ご質問の家具類などまだ使用可能なものを希望する人に譲り渡すリユースの仕組みについては、循環型社会の実現に向けて大変大切であると考えております。しかし、昨今の情報技術の進展を踏まえ、リユースの仕組みにつきましては様々な民間事業者やNPO法人等がサイトを運営されている、また、個人間でも気軽にインターネットで売買されているなど、気軽に取引できる環境整備も進んでいますことから、町が新たにリユースの仕組みを構築することや、ゆめまちテラスえちで実施することは考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたします。

今までいろいろと問題点をお尋ねしてまいりました。やはり問題点は認識されているのですよ。こういうことだなというような回答もありましたが、ただそれに向かったの姿勢が、国とか県とかが考えた、それに足並みを揃えますよという回答なんです。問題点があれば、それを自分の力でどうやって解決していくのか、すべて根底から解決ということはできないですが、例えば町民の方に、あまりたくさん食べないものをつくるなどか、買うなどか、あるいはこういうことを十分注意してほしいとか、啓蒙であっても、町独自でできる話なんですよ、本気度があれば。私は、大上段から構えたような施策をすぐにやれと言っているのではないのです。自分でできる、自分に合った問題点をどう解決していこうか、そのところをしっかりと取り組んでくださいということを行っているのであって、そういう姿勢が見えないと思うのです。その点について再度お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 西澤議員の再質問の「町の姿勢が見えてこない」という部分に関しまして、答弁をさせていただきます。

国や県等と足並みを揃えてという部分に関しましては、いろいろな法律であったり取り組みであったり、そういったものは国・県と同様な形で進めていくというところでお答えをさせていただいているところであります。町独自の施策・取り組みについては、

今後どういったごみが多いとか、食品でありましたらどういったものについてロスが出ているとか、使えるものが再利用できていない、リユースできていないというものをしっかりと調査なり見極めてから、その部分に関してどういった形で啓発や、そのものを減らしていく取り組みをしていくことが効果的であるかということ、しっかりと特定をしてから、そうした取り組みを図っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ただいま回答いただきましたけれども、そのだいたいの目途と申しますか、それはどのあたりまでにやりたいなという目途を持っておられるか、最後に確認いたします。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 今、西澤議員の「その時期がいつか」という部分に関しての答弁をいたします。

今ほどの話につきましては、来年、主要な法律の改正等もございまして、それまでに町独自の施策を考えていくというのが、国または県との施策とずれが生じたりする部分がありますので、来年度、そうした取り組みが示された後、町独自でできる取り組み等を検討していき、来年度中を目途に実行に向けた取り組みができたならというふうにご検討しておりますので、よろしくお願ひします。以上、答弁といたします。

○4番（西澤桂一君） 終わります。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開を5時15分からといたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時15分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続けます。

◇ 徳田文治君

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田文治君。

〔9番 徳田文治君登壇〕

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。令和元年6月議会定例会、一般質問を一括方式で行います。大きく2つのことについて質問をさせていただきます。

1番目、旧郡役所ゆめまちテラスえちの活用について。それと、先ほど西澤議員が旧郡役所ゆめまちテラスえちの活用についてご質問をされました。皆さん方には重複している部分もあるかと存じますが、ご承認賜りたいと思います。よろしく願いをいたします。

本町は、古くは依智秦氏により栄え、鈴鹿山系からの伏流水や自然環境に恵まれ、豊かな文化を育んできました。また、後世には中山道の宿場町として発展し、近江上布・びん細工てまりなど様々な地場産業や工芸品が生み出される、ものづくりの盛んな地域です。

近代以降、繊維産業を中心に大きく発展した当地域には、県立愛知高等女学校（後の県立愛知高等学校）など洋風の雰囲気漂わせる建物が立ち並び、文教行政の中心地としての性格も備えていました。

その中で、近代化のシンボルとして大正11年に建設され、県内で唯一残る歴史的建造物郡庁舎が、皆様もご存じのとおり「旧愛知郡役所」です。昨年9月末に保存工事を終えて、新たな佇まいを見せています。完成記念として、建物の特長や昭和期の中山道沿いの暮らしを紹介する約50点のパネル展示による企画展が、昨年10月21日～11月11日まで開催されました。

また、午後5時～8時の間、ライトアップにより当時のヨーロッパのデザインを取り入れた外観を美しく照らし出し、壮麗な文化財の一面を見ることができました。

そして、5月1日には元号が「令和」と改められ、新しい時代の幕開けに明るい希望を感じた次第です。

さて、歴史に残る時代の節目を前に、去る4月26日、旧愛知郡役所ゆめまちテラスえちの活用を検討する「第4回愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会」が開催され、その会議を傍聴いたしました。この検討委員会は、町長から委嘱された12名の委員により、活用を検討するべく様々な意見交換をされているところです。

過去3回の会議では、幅広い分野の委員がアイデアを出し合い、提案内容を整理し、テーマを設定したうえで、さらに意見交換をされていました。今後、その実現性を検証しながら、活用の方向性を検討されていくものと伺っております。その過程である第4回の検討委員会では、これまでの意見や検討内容を報告・説明されていました。これら

のことを踏まえて、お尋ねをいたします。

1点目、この「ゆめまちテラスえち」の活用の方向性については、町民も関心を持っておられます。これまで検討委員会で議論されてきた内容について、お尋ねをいたします。

2点目、これまでの検討委員会の会議を聞いておりますと、非常に広範囲に及んだ意見が出ておりました。その意見は「学び」「人材育成」「地域資源」「居場所」の4つの項目に整理されましたが、それに基づく活用の方向性を定めるには、まだまだ時間を要するのではないかと考えます。検討委員会はスケジュール感を持って進められていると思っておりますが、その進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に3点目として、引き続き委員会において方向性を議論し、町の諮問に対するの答申が出される運びとなっております。その提案をもとに町が具体的な事業を組み立てていくためには、委員会において幅広い意見だけでなく、運営形態などの現実的な仕組みについての検討も当然必要になってくると考えます。また、提案を受けてからの準備期間も必要であることが想定されますが、活用の方向性を決定し、本格的な稼働がいつ頃になるのか、お尋ねをいたします。

2番目、高齢者の生活支援・見守り体制の充実についてであります。国では、2018年度の介護保険制度改定において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みや、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進など、地域包括ケアシステムの進化・推進を打ち出しています。

2025年の先、いわゆる第2次ベビーブームと呼ばれる1971年～74年生まれの世代、すなわち「団塊ジュニア」が65歳以上となる2040年をも見据えた中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムを一層強化する必要があります。

誰もが年を重ね、いずれは高齢者となります。そして、多くの高齢者は、可能な限り住み慣れた地域において家族や友人に囲まれて暮らしたいと願い、家族もまた同じ思いを持っております。

去る4月19日、国立社会保障・人口問題研究所は、都道府県の日本の世帯数の将来推計を新聞各紙が公表いたしました。世帯主が65歳以上の高齢者世帯は、21年後の2040年に2,200万世帯を突破し、このうち一人暮らしが占める割合は全都道府県で30%を超え、東京や京都など15都道府県では40%以上になると推計しております。

また、40年には団塊ジュニアが65歳以上になり高齢者数が3,900万人超とピークに近づく一方、少子化の影響で社会保障の支えとなる現役世代が激減します。高齢者の社会的孤立を防ぎ、どう支えていくかが大きな問題となっています。

本町においては、2012年4月策定の高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画から、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいと生活環境・生きがいや余暇が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進されてきました。

しかし、非婚化が進み家族の形が変わり、地域社会におけるつながり希薄化などの要因もあり、その構築はいまだ道半ばにあります。以上のことを踏まえて、担当課長にお尋ねをいたします。

生活や心身の状況、地域の実情に応じた生活支援や見守りによる高齢者の孤立防止とともに、安心して暮らせる地域づくりに必要なサービスが確実に届くよう、超高齢社会に対応した、きめ細かな施策をどのように推進しようとしているのか、お尋ねいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 徳田議員の1つ目の質問の「ゆめまちテラスえちの活用について」の質問のうち、検討委員会での議論されてきた内容について、答弁をいたします。

先に西澤議員のご質問でお答えしたとおり、愛荘町ゆめまちテラスえちの利活用については、昨年12月に様々な分野で積極的に活動展開されている方で構成する活用検討委員会へ諮問し、現在まで5回の会議を開催し、議論をいただいているところでございます。

現在までの進行状況については、第1回と第2回の会議では、まちづくりに活かす使い方をそれぞれの委員のお立場から幅広くご意見やアイデアを出していただき、地域資源を活かしたものや、それらを活用する人材育成や、様々な人が集える居場所などにつながる拠点とすることなど、多くのご意見が出されております。

第3回目の会議では、愛荘町の指定文化財であるこの施設を、愛荘町の新たなシンボルとして町民に親しまれ、開かれた場としての活用を目指すための4つのキーワード「学び」「人材育成」「地域資源」「居場所」を設定し、議論を深めていただきました。

第4回目の会議では、引き続きキーワードで議論を深めるとともに、さらに昨年10月開館後の利用状況や利用者アンケートなどをまとめたものを参考に意見交換を行い、利活用にあたっての基本的な考え方を検討いただきました。

5月28日開催の第5回目の会議では、中間報告書のとりまとめに向けて、利活用の基本的な考え方と具体の活用策について協議いただきました。

6月12日開催予定の第6回目の会議で協議を重ね、その後、町宛てに中間報告書をご提出いただく予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） ゆめまちテラスえち活用検討委員会に関する2点目と3点目のご質問に、答弁いたします。

2点目のご質問、「検討委員会の進捗状況について」は、先の西澤議員のご質問で町長より答弁いたしましたが、5月28日開催の第5回目の検討委員会では、これまでの検討内容などをもとに分析を行い、課題の整理と課題の明確化を図り、中間報告書のとりまとめに向けて、利活用の基本的な考え方と具体の活用策について、ご協議いただいております。

6月12日開催予定の第6回目の会議で協議を重ねた後、中間報告書を町宛てに提出いただき、その後、9月を目途に答申を行っていただくスケジュールで議論を進めていただいております。

当初は、各委員が様々なアイデアを出し、それを深堀していくため時間をかけて議論いただいていたのですが、9月を目途に審議を進めていただいております。

次に3点目の質問、「本格的な稼働はいつになるのか」について、お答えします。議員ご指摘のとおり、9月を目途に検討委員会から答申いただく予定ですが、その後、町として利活用方法を決定し、その具体的な方法に応じて予算を講じたうえで備品準備を行うとともに、運営体制づくりを行う必要があります。その内容に応じて準備等に要する期間は変わることも想定されますが、4月を目途に本格的に稼働できるように進める予定をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 徳田議員ご質問の「高齢者の生活支援・見守り体制の充実」について、お答えをさせていただきます。

当町では、平成30年度において第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画

を策定し、「安心・生きがい・幸せあふれ、ホッとするまち愛荘町」を基本理念として、超高齢化社会に対応するため、3つの重点目標と6つの基本施策を計画に位置づけ、各種事業を展開しております。

6つの基本施策ごとの主な事業についてでございますけれども、まず、1つ目の「介護予防の充実」では、住民の自主的な健康づくり活動を推進するため、町内5か所において健康元気もりもり教室の開催や、地域リーダー育成のためスポーツリーダー認定制度を展開しております。

次に、2つ目の「認知症対策の充実」では、豊郷病院と連携して認知症初期集中支援チームを設置し、認知症と診断された方の自宅に看護師や精神保健福祉士などが訪問する事業を、愛知・犬上4町で実施をしております。また、認知症キャラバンメイトにご協力をいただき、認知症理解の普及啓発を図っております。

次に、3つ目の「在宅介護支援の充実」につきましては、在宅介護においてきめ細かな福祉サービスが利用できるよう、ケアマネージャーへの情報提供を行っております。また、介護者支援として、介護者お元気訪問事業を展開させていただいております。

4つ目の「医療・看護・介護の連携強化」では、医歯薬連携会議また介護支援専門員連絡会議などに町職員も積極的に参加をさせていただいて、医療と福祉との連携にかかる情報の共有を図っております。

5つ目の「生活支援・見守り体制の充実」では、見守りヘルパー派遣事業や緊急通報システムの設置事業、ふれあい収集事業、食の自立支援事業において、生活支援や見守り体制の充実を図っております。

最後、6つ目の「生きがい余暇の充実」については、高齢者助け合い事業やふれあいサロン助成事業などにより居場所づくりへの支援を行い、高齢者の孤立を解消していきます。また、生活介護支援サポーターの充実を図り、地域において活躍してもらえよう支援をしていきたいと考えております。

これら6つの基本施策については、30の事業を位置づけております。30の事業については、項目ごとに実施内容や時期等を設定したアクションプランによって進捗状況を確認しながら事業の展開を行っております。外部からの評価も受けつつ、随時改善も行っているところです。

高齢者が生きがいを持ち安心して生活できるよう、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まいと生活環境」「生きがいや余暇」の6つの分野を一体的にとらえまして、町内関

係部署や町社会福祉協議会をはじめとする様々な関係機関との連携を一層図りまして、各種施策を推進してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治、再質問をさせていただきます。

まず、旧郡役所ゆめまちテラスえち活用について。ここでは2点再質問、そして、次に高齢者の生活支援などについて1問、再質問させていただきます。

まず、ゆめまちテラスえちの活用についてですが、2つの例をご紹介させていただきます。これは平成27年、ちょうど11月の頃だったと記憶しておりますが、町議会議員が全員で和歌山県の和歌山電鉄貴志川線と、そして農業法人秋津野ガルデンの視察研修をしてまいりました。この農業法人秋津野は、旧上秋津野小学校を廃校して再利用して、秋津野ガルデンをオープンされました。農を元気にし、地域を元気にするということで、1点目は食育教育事業、2点目は体験、3点目は交流、4点目は宿泊、5点目は地域、こういった5つのキーワードの利用を考え、多彩な事業を展開しておられる法人です。

そしてまた2012年1月21日には、ハーティーセンターにおいて「秋津野 未来への挑戦」と題して、NTTをお辞めになり、この秋津野直売所「きてら」の玉井所長のご講演を拝聴させていただきました。この直売所「きてら」は、農業を活かした都市と農村の交流施設であり、地域資源を活かしグリーンツーリズムを事業化し、地域の活性化に結びつく事業展開を進めてきたことが報告されました。それはちょうど旧の校舎3教室で議員全員が拝聴させていただきました。

それと2例目は、皆さんもご承知かと思いますが、渡辺ミキオ先生、このお方はいくつもの新図書館設立に指導的な立場で携わってこられました。2000年には愛荘町町立図書館長、また2008年には愛荘町の教育長、2012年からは和歌山大学附属図書館教授兼館長となり、今現在、本町のゆめまちテラスえち活用検討委員会のメンバーでもあります。

この会議の席上で第1回目だったと記憶しておりますが、愛荘町というのは歴史的な資産、そして人的資源もたくさんあります。それをつなぐ、結ぶ視点がないと、また同じことの繰り返しが起こります。一時は流行るかも知れませんが、持続可能な施設にするためには、100年の目線で積み上げていって、一つひとつが成長する仕組みをつくらなければ、また10年後に同じ議論を交わさなければいけないと触れました。そういっ

たことに対し、大変感銘を受けた次第です。

そういった意味において、有村町長にお尋ねをさせていただきます。現在、旧郡役所ゆめまちテラスえちをどのように活用したいとお考えでしょうか。

そして2点目は、企画政策監に答弁を賜りたいと思います。先ほども西澤議員の一般質問にあり、答弁を聞かせていただいております。令和2年4月になるかもわからないというお言葉もいただいております。もう少し短いスパンで、この活用検討委員会を進めていただけるとありがたいと思いますが、そのことに対してご答弁を賜りたいと思います。

そして、高齢者の生活支援などについては、先ほど福祉課長からいろいろとご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。その中で最後の6つ目の「生きがい・余暇の充実」について、高齢者助け合い事業やふれあいサロン助成事業などにより居場所づくりへの支援を行い、高齢者の孤立を解消していきます。また生活介護支援サポーターの充実を図り、地域において活用していただけるよう支援をしてまいりたいと、このようにご答弁を賜りましたが、行政としてどのような支援をお考えか、お尋ねをして再質問を終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 徳田議員から再質問をいただきました。ゆめまちテラスえちに関しまして、私からお答えを申し上げます。

今ほど、こんな例がありますよとおっしゃっていただいた部分、和歌山のことや渡辺先生のお話であったり、その思いを受けていただいて、徳田議員のように熱い思いを持ってくださっている方々が、活動をお取り組みいただいている方々が、このゆめまちテラスが改めてオープンをしていった際に、様々集っていただくということが本当に力になってくるのだろうなと思っておりますので、いろんな成功のケース等々をまた皆さんにも共有をいただいて、内々に共有もいただいてということも、これから私からもお力を賜ってければなと存じます。

1点、渡辺先生が100年の視点をといわれたことも、そのとおりのなだろうなと思いましたが、ただ、10年後も同じような議論をすることになりかねないというのは、1つのとらえ方としては私はもちろん目指すものは一緒なんです、10年間通用するコンテンツもなかなかないだろうなと思っていますので、やはり今の時流にのっとったもの、また社会のニーズがどこにあるのかというのは、10年経つとずいぶん変わりますので、考

えてみますと、スマートフォンは10年前にはまだ黎明期というか、出て1年目であったわけです。アップル社ものに関しては、それがこの10年です。いふんと世の中の対応が変わったなと思っておりますので、10年といわず、どんどん新たなニーズに応じていくくらいの組織であったり感性であったということは、大変重要であろうなとも存じております。

私たちがよく買い物に行く平和堂さんであったりも、中身をどンドンリフレッシュされていますね。そういうことは大変大事、維持していくためには大事なんだなというふうに感じております。

施設の活用に関しましては、現在、愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会にご諮問を申し上げ、ご議論をいただいておりますため、現時点において私が今後の利活用な検討の内容に関してご意見を申すことは、この時点においてはいたしません。委員会からよいご提案をいただき、町民の皆さんにご活用いただける施設となっていくように努めてまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 徳田議員の再質問の2点目につきまして、私から答弁をさせていただきます。ご質問は「令和2年4月に本格稼働が予定されているということに関しまして、もう少し短いスパンで稼働できないか」というご質問でございます。

これまで各メンバーにつきましては、様々な分野で積極的に活動展開いただいているメンバーで、本当に自由に様々なご意見を、そしてまたアイデアを出していただきながら議論を深めていただいております。各メンバーから今後もしっかりといろいろな意見・アイデアを出していただき、これから具体的な利用方策についてしっかりと議論するということが、ゆめまちテラスえちにつきまして、より多くの住民の方に喜んで利用いただけるということにつながると考えておりますので、あくまでも9月を目途に議論を進めていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 生活支援サポーターの支援について、どのように進めていくのかという再質問について、お答えをさせていただきます。

生活介護支援サポーターにつきましては、町が開催する養成講座に出席をしていただきますと、サポーターとして認定をさせていただきます。また、町へ登録もしていただいている状況でございます。

その後については、地域で活動していただくことを目的といたしまして、フォローアップ講座を年2回開催させていただいて、参加をしていただいているという状況でございます。

現在につきましては、健康元気もりもり教室とか、悠々教室において地域の方とのつなぎ役などの活動をしていただいているとともに、積極的に集落の中でボランティアとしてリーダー的に活躍もしていただいております。高齢者支援の活動をしていただいているというところもございます。

しかしながら、町に登録していただいたサポーターさんにつきましては、それぞれ組織化とかネットワーク化までは構築をされていないような状況がございますので、今後は生活支援サービスが地域において取り組みが進みますように、行政がサービスの内容を決めるのではなくて、サポーターさんの中から様々な提案をしていただいて、そのように働きかけをさせていただきたいと思っています。それが集落はもちろんですけども、集落を超えたボランティア組織が構築されるように、行政としてはきっかけづくりとして支援をしていきたいなと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 再々質問させていただきます。

今ほどは町長また政策監よりご答弁をいただきまして、ありがとうございます。愛知郡役所が歴史的な、文化的に大切な宝という、大正ロマンの薫り高い郡役所「ゆめまちテラスえち」が、愛荘町のシンボル、また地域住民の心の拠り所として、東の金剛輪寺とともに、愛着と誇りになるよう、また老いも若きもみんなが集える場として、一刻も早く活用ができますことを願って、再々質問を終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画政策監。

○企画政策監（石田正則君） 徳田議員の再々質問、歴史的・文化的な価値を有する旧郡役所の活用について、少しでも早められないかというご質問だと思いますので、その点について答えをさせていただきます。

検討委員会ですっきりと議論いただくということが本当に大切だと、この活用に向けては考えております。検討委員会につきましては9月を目途に議論を進めていただくとお願いしているところでございますし、ただ、事務的な準備等、できる限り議論を踏まえながら、並行して進められる部分については並行して進めるようにしまして、できる限り早期にスタートをしたいというふうに取り組んでまいりたいと思います。

ただ、やはり、9月に答申いただいて、そして備品準備、そして場合によっては委託や業者選定とか、そういったいろいろなものが場合によってはございますので、今現在は令和2年4月を目途に何とか本格稼働に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど副町長から、政策監ということでご答弁申し上げましたとおりでございます。しっかりと住民の皆さんに活用いただけるような施設を目指していきたいなと思っております。

◇ 澤田源宏君

○議長（竹中秀夫君） 次に、1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。伝統と文化の継承問題について、一括方式で質問させていただきます。

伝統と文化を大切にしていくと町長は言っておられましたが、今、若者の減少により、昔からの伝統である地域での祭りが、どの地域でも存続が危ぶまれています。そこで、行政もこの事態に何らかの力にならなくてはと私は考えています。各地域によってその内容は違いますので、難しい問題だと思いますが、何らかの手を打つ必要があります。

そこで、例えば歴史文化博物館の年間予算を1割程度を削減してもらい、その伝統と文化を守っている地域に振り分けることで、行政もこの文化を守っていくことに力を入れているということが、町民に理解してもらえるのではないのでしょうか。

また、このままですと今後5年後、10年後でも同じことを続けることが難しいと思われれます。このことについて、町長のお考えをお聞きします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問ありがとうございます。大変、地域のリーダーとしてのお祭りを守りいただいている先生たちのお声だと思います。ありがとうございます。澤田議員のご質問のあった伝統と文化の継承問題について、お答えをいたします。

新興住宅地の開発により、町全体の人口は若干増加してきておりますが、旧集落では空き家が増加するなど少子高齢化が進むとともに、さらに都市部への人口流出が続く中で、地域のお祭りを支えてきた若者が減少してきております。

町内には様々な地域のお祭りや伝統がございますが、従来と同様の実施がなかなか難

しい状況もあることは理解いたしております。その中でも、長く続いた伝統を守ろうと、地域の役員様・住民様にご奮闘いただいておりますことに敬意を申し上げるものであります。

町内においては、例えば町内立地の企業の社員の方が神輿を担ぎ、お祭りに参画くださったりという字もあったことも伺っており、より時代にマッチしたあり方を模索している地域もあります。

また、お祭りではないですが、字の運動会や文化祭を2年に1度の開催や、午前中で終えるなどの見直しを行い、継続して取り組む努力をいただいている字もございます。

地域の伝統と文化を大切に、次世代につなげていくことは重要なことであり、培われてきたこれまでのしきたりをももちろん大事にしながらも、魅力の発信も含め、人や仕組みを新たに包含していくことなどで、地域のお祭りを守り盛り立てていただければ大変ありがたく存じます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 再質問させていただきます。

先ほど村西議員が自治会の存続問題を質問されたことと同様、祭りなど地域の伝統行事があと10年度維持できないことは明白であります。住民もそのことに危機感を持っておられます。

質問で言っています、せめて財政面だけでも、歴史文化博物館の予算から少しでも、来年度から伝統と文化を守っている地域に振り分けるということは全く考えていないのか、答弁になかったので、再度お伺いして、一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 改めてご答弁を申し上げます。

歴史文化博物館の予算の1割をとということをおっしゃっていただきましたが、大事な予算にそれぞれ大事な目的がございます。その中では大変、今ほど切実な問題としておっしゃっていただいていることは、町内全域関係することでございますが、その予算を歴博の部分からということは、直結はしないかなと存じますが、どんなことができるのかということは常に考えながら、財政でどれだけ出すとなかなか、地域のお祭り、積極的ではないですけれども、そういうような観点では特にどこの行政でもあったのかなというふうには存じますので、財政と具体的にになるとなかなか難しい部分もあるかとは存じますけれども、貴重なご意見だとしっかり留めながら、行政にあたってまいりたいと

存じます。

○議長（竹中秀夫君）　これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君）　お諮りします。本日はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、明日6月7日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでございました。

延会　午後5時39分